# 令和6年度第1回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議兼 地域生活支援全体会議開催結果

# <日時>

令和6年5月24日(金) 14時30分~16時00分

#### <場所>

千歳市民文化センター4階大会議室

# <出席者>

委員、関係機関等、千歳市及び事務局 計65名

# 【委員】 23名

※欠席(4名)

青木会長、田口副会長、濱邊委員、日浦委員、藤原委員、石岡委員、高橋委員、結城委員、 佐藤委員、菊池委員、岡田委員、後藤委員、鈴木委員、長澤委員、伊藤委員、秋田委員、濱野委員、 玉井委員、清水委員、山崎委員、森本委員、奥貫委員、吉田委員

守村委員、古田委員、山坂委員、影山委員

【関係機関等】33名(別紙のとおり)

# 【千歳市・事務局】9名

(千歳市)渡邉保健福祉部長、林保健福祉部次長、小島主幹(基幹相談支援担当)、松本児童発達支援センター長、横井自立支援係長、小林発達相談係長

(事務局) 谷本障がい者支援課長(事務局長)、阿部障がい福祉係長(事務局次長)、 竹内千歳市障がい者総合支援センター長(事務局次長)

# <配付資料(別添のとおり)>

#### 4 議題

- (1) 各部会活動報告
  - ①相談支援部会
  - ②こども部会
  - ③はたらく部会
  - ④地域生活部会
  - ⑤手話言語条例推進専門部会
  - ⑥進路連絡会議
  - ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会
- (2) 令和5年度千歳市障がい者総合支援センター運営事業報告
- (3) 令和5年度千歳地域生活支援センター相談支援機能強化事業報告
- (4) 令和5年度千歳市障がい者就労支援事業報告

- (5) 千歳市からの連絡・報告
  - ①組織変更について
  - ②千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業について
  - ③千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画に 基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について
  - ④令和6年度千歳市の障害福祉予算額について
- (6) 令和6年度千歳市障がい者地域自立支援協議会運営方針

#### ●その他の配付資料

- ①千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画(概要版及び本計画)
- ②千歳市児童発達支援センターチラシ
- ③医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック
- ④みんなをつなげる会実施予定講座等
- ⑤一般社団法人北海道手をつなぐ育成会リーフレット

# <次第>

- 1 開会
- 2 依頼状交付

職場内での業務変更に伴い一部改選を行った委員(1名)に対し、依頼状を交付した。

# 3 あいさつ

千歳市保健福祉部 渡邉部長あいさつ

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

4月1日付けの人事異動により、保健福祉部に異動してまいりました渡邉でございます。 今後とも、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度第1回千歳市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申 し上げます。

自立支援協議会につきましては、障害者総合支援法にその設置に関する規定がありますことから、本市においては、平成18年度から各関係機関のご理解とご協力のもと、設置したところであり、障がい者等への適切な支援に関する情報を各関係機関が共有し、連携しながら、様々な施策を推進していくための体制の整備等について、各検討部会等で協議を行っていただいており、これまでの活動に感謝申し上げますとともに、今後におきましても、引き続き、情報の共有や連携を密にし、今後の体制整備などに係る活発な協議をお願いするものであります。

市といたしましては、現在、コミュニケーション条例制定に向けた検討も進めていただい

ているところであり、このほかの各部会での取り組みも含め、この協議会での様々な協議内容などを、障がい者などの施策にどのように反映させることができるかなどの検討を加えながら、今後の施策を推進していきたいと考えております。

さて、障がい福祉行政に係る動向といたしましては、障害者総合支援法の改正に伴い、令和6年4月より、グループホーム入居者に対する移行相談支援等の法における明確化や、「基幹相談支援センターの設置」、「地域生活支援拠点等の整備」、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援の包括的な確保の明確化などの見直しが行われておりますことから、今後ますます、皆様との緊密な連携が必要になるものと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。

最後になりますが、皆様のご健康と益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

- ●谷本事務局長より、令和6年4月1日の人事異動に伴い、自立支援係長が異動になったことを 報告し、その後、横井係長が一言あいさつを行った。
- ●議題に入る前に、千歳市手をつなぐ育成会の青木会長より、
  - ・別添のチラシにより「みんなをつなげる会」に係る今年度前半の事業の紹介
  - ・来年度、第70回の全道大会を千歳市で開催することが決定したことに伴い、あいさつに来られた「北海道手をつなぐ育成会」の会長他の紹介

があり、その後、佐藤会長よりあいさつがあった。

# 4 議題

(1)各部会活動報告

各部会長から「議題(1)」の資料により報告があった。

- ①相談支援部会(奥貫部会長)
- ②こども部会(小林副部会長)
- ③はたらく部会(結城部会長)
- ④地域生活部会(岡田部会長)
- ⑤手語言語条例推進専門部会(佐藤部会長)
- ⑥進路連絡会議(竹内事務局次長)
- ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会(田口部会長)

# 【質疑等(議題(1))】

なし

(2) 令和5年度千歳市障がい者総合支援センター運営事業報告 竹内センター長から「議題(2)」の資料により報告があった。

- (3) 令和5年度千歳地域生活支援センター相談支援機能強化事業報告 奥貫センター長から「議題(3)」の資料により報告があった。
- (4) 令和5年度千歳市障がい者就労支援事業報告

玉井室長から「議題(4)」の資料により報告があった。

# 【質疑等(議題 $(2) \sim (4)$ )】

# <A委員>

相談支援機能強化事業報告に係わって、精神疾患についてお尋ねしたい。 気分障がいは精神障がいに入るのか。

# <奥貫センター長>

入る。

#### <A委員>

それにまつわる就労支援についてだが、相談に行かなければ、就労支援は受けられないのか。

#### <奥貫センター長>

一般就労なのか、あるいは福祉的就労を目指すのかによっても異なる。

# <A委員>

民生委員として家庭訪問を行った時に、「うつ」の子を持つ親がいて、自分が死んだら子がどうなるか心配であるとの相談があった。子は40代で、一見したところでは障がいがあるのはわからないが、就職しても人間関係が上手く行かなくてすぐにやめてしまうなど、経済的に苦慮している。親は母親のひとり親で、自分は何とかやって行けるが、自分が死んだら子がどうなるか非常に心配であるとのことであった。

1番心配なのは経済的な問題だと思うが、支援のないところに就職しても折り合いが 悪くてすぐにやめてしまうので、就労支援のあるところに就職する場合、まずは相談に 行かないと、直接には就職できないということか。

# <奥貫センター長>

気分障がいの方について言うと、病院にかかっていて、病状の変動があると思われるので、今、就労の時期なのか、どのようなサポートが必要か、などの状況を整理した上で、どのような支援が必要かという判断をすることになると思われるので、本人が難しい場合は、家族や関わっている人が個別に相談いただけると、提案をしたりつなげたりできるので、個別にご相談いただきたい。

#### <A委員>

了解した。

## <B委員>

相談支援機能強化事業の相談件数について、障がいが重複している場合、精神以外の 障がいを優先してカウントすることとしているのはなぜか。

#### <奥貫センター長>

当センターの利用者の90%以上の方が精神科の病院にかかっているため、統計を取る際、精神以外の障がいでカウントした方が、傾向がつかみやすいためである。

# <B委員>

重複の実態も見たいという場合は、そのデータもあるということか。

<奥貫センター長>

そのとおりである。

<B委員>

了解した。

# (5) 千歳市からの報告

各担当から「議題(5)」の資料により報告があった。

- ①組織変更について(小島主幹(基幹相談支援担当)及び松本児童発達支援センター長)
- ②千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業について (阿部障がい福祉係長)
- ③千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について(阿部障がい福祉係長)
- ④令和6年度千歳市の障がい福祉予算額について (阿部障がい福祉係長)

# 【質疑等(議題(5))】

なし

# (6) 令和6年度千歳市障がい者地域自立支援協議会運営方針

阿部事務局次長から「議題(6)」の資料により全体的な方針の報告があった。 その後、各部会長等より次のとおり報告があった。

●相談支援部会(奥貫部会長)

相談業務に係る機関に集まっていただいているので、その時々の地域の状況や受けている各相談傾向についての情報共有を継続して行う。

以前の障がい福祉勉強会に代わるものとして作成している映像や資料について、今年度 に公開できるよう、充実したものを作って行きたい。

部会の開催の頻度は、昨年度と同様、2か月に1回を予定している。

# ●こども部会(小林副部会長)

こども部会では、お子さんに携わる児童発達支援、放課後等デイサービス事業所、行政など障がい児に係る多分野の機関が集まり、情報共有や意見交換、連携を行うことで、千歳市の障がい児や発達に心配のあるお子さんに係る環境の改善を目的として活動している。

関係機関がそれぞれの役割を尊重し、協力し、具体的な課題を解決するための場として、 部会を2か月に1回開催し、グループワークなどを行って情報を共有している。

今年度も、2か月に1回の部会を継続するとともに、前年度に好評であった支援者を対

象とした勉強会、保護者を対象とした座談会も継続して行きたい。

# ●はたらく部会(結城部会長)

就労系の支援の取組みを、いろいろな媒体を使って地域内外にアプローチして行きたい。 また、災害の際の避難の仕方等を勉強しながら、定期的に、避難訓練を各事業所に促し、 取組みの結果も聞いて、話し合う機会を作って行きたい。

その他、虐待防止や感染症対策等の研修や講習会、多様な就労の機会の確保、工賃向上につなげる取組み、農福連携事業をお互いのニーズに当てはめて、持続できる事業に作り上げる、支援員のスキル向上を目的とした講習、就労支援事業所で作成した商品の販売を行うYoumy市場の開催、合同説明会の再開等を行っていきたい。

活動の頻度は月に1回程度を予定している。

# ●地域生活部会(岡田部会長)

先ほど、部会の枠組みの変更の話もあったが、今までどおり横につながり、今年度も研修会を重ねて、本来の理想的な地域部会、いかに地域の課題を掘り起こせるかが目標であったが、変更に伴い、さらに広く横につながって行けることを期待している。

アンケートを取って次の研修会に臨むが、人材不足、緊急一時、シェルターが課題と考えており、精神障がいの方が本当に困った時に助けをどこに求めるかが、大きな問題である。

また、介護についても、いろいろな職員が入って来る中で、介護をする仕事の内容自体を 理解できないところがあるので、育成も含めて、これから取り組んで行きたい。

# ●差別解消・虐待防止専門部会(森本部会長)

「千歳市高齢者・障がい者虐待ネットワーク会議」への参画のほか、個別の虐待事案について、必要に応じて支援者会議を招集し、対応を検討する。

また、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による合理的配慮が義務化されたことから、市や相談支援事業所等に寄せられた相談事例を共有し、理解促進に向けた取組みを行っていく。

# ●手話言語条例推進専門部会(佐藤部会長)

手話言語条例に基づいて、手話言語を普及することができているかのチェックと、普及 のために必要な計画が進んでいるかを確認したい。

情報コミュニケーション条例が来年度施行される予定であるので、それとも連携して、 進めて行きたい。

#### ●進路連絡会議(竹内事務局次長)

基本的に、令和5年度と同様だが、これから、高校3年生の卒業に向けての進路指導が本格的に始まって行くので、それに係わる情報交換を6月及び年明けに開催し、さらに多くの関係事業所の出席をいただけるよう進めて行きたい。

#### ●千歳市コミュニケーション条例専門部会(田口部会長)

令和7年4月1日に条例施行を予定しているが、丁寧に協議を進めて行くことから、多 少前後することもあり得ると聞いている。

今後は、第5回の部会後に素案を決定後、パブリックコメントを受付け、自立支援協議会

での協議もいただきながら、進めて行きたい。

# 【質疑等(議題(6))】

# <C委員>

部会等の関係で、障がいについての理解促進を促すような発信をして行く部会はどちらになるのか。

それと、以前から話をしているが、数が増えているグループホームについて協議して 行く部会はどちらになるのか。

#### <阿部事務局次長長>

障がい特性の理解促進についての活動ということであれば、市の施策として、市が実行していく部分と、差別解消の意味合いであれば、差別解消専門部会で担って行くことになると考えている。

また、グループホームについては、今後事務局会議で話し合って、整理をした上で決定して行くことになるが、現在、市としては、地域生活部会の中にグループホームの事業者の方に参加いただいて、その中で、地域生活支援拠点としての機能を果たす、空床を利用した形で緊急的な一時の受け入れの機能を担っていただく整理ができないかを事務局会議で検討している。

# <C委員>

理解促進の活動に関して、毎年、4月2日の世界自閉症啓発デーにおいて、市の方でライトアップをしていただいているのと、市長から応援メッセージにサインをいただいているが、以前は、12月3日の国際障害者デーのイエローライトアップも、市の方で実施していたと思うが、昨年度から実施していないということで、その理由はなぜか。

# <谷本障がい者支援課長>

以前の定例会議でもお話しさせていただいたが、昨年度は、イエローライトアップに 代えて、広報掲載による啓発活動に代えた。

#### <C委員>

両方はできないのか。

#### <谷本障がい者支援課長>

市だけでは人員的に厳しい部分もあるため、ご協力いただけるということであれば、 考えたい。

# <C委員>

はたらく部会の方から、支援員のスキルアップの話が出ていたが、自分も障がい者の親であることから、現在、就労支援B型事業所を利用しているが、そちらでは、道の指定を受けている函館の発達障害者支援センター「あおいそら」という専門機関からコンサルテーションを受けているという実績がある。はたらく部会で事例にあげていただいて、市内の事業所に共有していただきたい。

# <結城部会長>

今後、部会の中で、講師を呼ぶことなどについても話し合って、できれば、取り入れて 行きたい。

# <D委員>

公募委員の位置付けをはっきりしていただきたい。委員には守秘義務があるとのことであるから、しっかりした人でないと選考されないと思うが、国の方でも、関心のある人を増やして障がい者支援に積極的に当たる人を増やすという施策もやっているようなので、市としても、積極的に取り組んでいただきたい。

# <谷本障がい者支援課長>

事務局会議で話し合って、考えて行きたい。

# 5 その他

報告、質疑等なし

# 6 閉会

# 令和6年度第1回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議兼地域生活支援全体会議

日時: 令和6年5月24日(金) 14時30分

場所:千歳市民文化センター4階大会議室

# く次 第>

- 1 開会
- 2 依頼状交付
- 3 あいさつ
- 4 議題
- (1) 各部会活動報告
  - ①相談支援部会
  - ②こども部会
  - ③はたらく部会
  - 4)地域生活部会
  - ⑤手話言語条例推進専門部会
  - 6進路連絡会議
  - ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会
- (2) 令和5年度千歳市障がい者総合支援センター運営事業報告
- (3) 令和5年度千歳地域生活支援センター相談支援機能強化事業報告
- (4) 令和5年度千歳市障がい者就労支援事業報告
- (5) 千歳市からの連絡・報告
  - ①組織変更について
  - ②千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業について
  - ③千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について
  - ④令和6年度千歳市の障がい福祉予算額について
- (6) 令和6年度千歳市障がい者地域自立支援協議会運営方針
- 5 その他
- 6 閉会

# 千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

任期:令和6年10月28日まで

選考区分 No. 所属機関・団体等 委員役			ひ 職・		T 77] .	li J.H	出欠	28日まで   備考		
(1) 公募				女只!						川つ
		1	公募		濱	邊 	修	平	出	
		2	公募		日	浦	祐	子	出	
		3	公募		藤	原	聖	輝	出	
(2)	福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識	4	千歳公共職業安定所	就職促進指導官	石	岡	慶	子	出	
	及び経験を有する者	5	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長	守	村	里	美	欠	
		6	医療法人資生会 千歳病院	精神保健福祉士	高	橋	洋	輔	出	
		7	株式会社119INTERNATIONAL	代表取締役	結	城		悟	出	
	ア. 障がい者又は障がい 児の家族団体又は支援 団体等	8	千歳身体障害者福祉協会	会長	古	田		聖	欠	
	四体寺	9	千歳聴力障害者協会	会長	佐	藤	義	典	出	
		10	千歳視覚障害者福祉協会	会長	菊	池	悦	子	出	
		11	千歳市肢体不自由児者父母の会	会長	岡	田	美智	子	田	
(3)関係機		12	千歳市手をつなぐ育成会	会長	青	木	繁	雄	田	
		13	千歳市つくし会	事務局長	後	藤	邦	子	出	
	イ. 福祉、保健、医療、 雇用、教育等に関する 関係機関又は団体等	14	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第3地区監事	鈴	木	勝	利	出	
係機関及		15	千歳市社会福祉協議会	地域福祉係長	長	澤	利	明	出	
び 団		16	千歳商工会議所	中小企業相談所 相談課長	伊	藤	佑	輔	出	
団体等の		17	北海道千歳高等支援学校	教諭	秋	田		聡	出	新任
代		18	千歳市立北進小中学校	教諭	山	坂	真	広	欠	
表者又		19	北海道南幌養護学校	教諭	濱	野	文	久	出	
l は 推		20	就労推進室やませみ	室長	玉	井	俊	導	出	
	ウ. 障害福祉サービス事 業所等	21	生活介護ステーションゆみな	代表	清	水	道	代	出	
		22	就労移行支援事業所ゆうび	管理者	山	崎	千	尋	出	
		23	青葉の郷	施設長	森	本	洋	行	出	
		24	児童通所支援センターラブアリス 千歳桜木別館	児童発達支援管理 責任者	影	山	美	樹	欠	
		25	共同生活援助事業所いずみ寮	管理者	田	П	幹	子	出	
	工. 相談支援事業所等	26	千歳地域生活支援センター	センター長	奥	貫	あい	子	出	
		27	千歳市地域包括支援センター	向陽台区地域包括支援 センター センター長	吉	田		肇	出	

# 令和6年度第1回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議兼 地域生活支援全体会議 関係機関等参加者名簿

	地名	
番号	機関等名	参加者名
1	千歳訪問看護ステーション	比嘉 志保
2	北海道手話通訳問題研究会道央支部 千歳・恵庭班	中村 秀子
3	日本ALS協会北海道支部千歳支会	澤口 勇治
4	千歳要約筆記の会「やませみ」	打矢 郁子
5	みんなをつなげる会	坂井 治
6	北海道手をつなぐ育成会	佐藤 春光
7	北海道手をつなぐ育成会	藤田 明宏
8	千歳市手をつなぐ育成会	樋口 賢治
9	障がい者支援施設いずみ	新川 健太
10	千歳物流センター	佐々木 賢一
11	就労支援センター Om-net	牧野 佐江子
12	株式会社帆の風 千歳事業所	藤岡 房江
13	Lifeサポートピアハーブ	小熊 ひろみ
14	ウィンドバレー	千葉 豊美
15	就労継続支援B型事業所スリーピース	青能 弘美
16	サポートセンターユリーカ	芦田 光祝
17	晴レルモキッチン	米澤 緒子
18	やさしい介護ちとせ	石川 詠介
19	コラボワーク	仲真 由里子
20	いずみ寮	仲鉢 かおり
21	グループホーム アガペ	二瓶 聡
22	ヨツバメイツ 千歳	武井 和磨
23	計画相談つむぎ	横山 真紀
24	相談支援事業所らいと	今野 理史
25	ぱすてる	山本 友美
26	ちとせ療育教室はる	石岡 くに子
27	第二ちとせくらぶ	鈴木 麻紀
28	chouchou千歳	桜庭 梢
29	クレザ	山口 良子
30	ブライトカレッジ千歳	菅原 貴都
31	就労継続支援B型事業所 健心サポート	上島 信也
32	北海道千歳高等支援学校	向 かおり
33	北海道千歳高等支援学校	神上 祐子
		1

# 4 議題(1)~(4)資料 (事前送付分)

# 4 議題

- (1) 各部会活動報告
  - ①相談支援部会 (P1~P2)
  - ②こども部会 (P3~P4)
  - ③はたらく部会(P5~P7)
  - ④地域生活部会(P8~P11)
  - ⑤手話言語条例推進専門部会 (P12~P16)
  - ⑥進路連絡会議 (P17~P19)
  - ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会 (P20~P23)
- (2) 令和5年度千歳市障がい者総合支援センター運営事業報告(P24~P31)
- (3) 令和5年度千歳市地域生活支援センター相談支援機能強化事業報告(P32~P33)
- (4) 令和5年度千歳市障がい者就労支援事業報告(P34~P39)

	令和5年度 第6回 相談支援部会 報告
日 時	令和6年3月28日(木) 16:00~17:15
場所	千歳市社会福祉協議会2階 2.3会議室
参加者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長)、障がい者支援課(小島係長)、計画相談 つむぎ(横山氏)、障がい者相談支援センター夢民(越後氏)、こども療育課(吉田 係長)、向陽台地域包括支援センター(吉田氏)、千歳市障がい者総合支援センター Chip (竹内 中村 鈴木)
要	1. 最近の市内の動向や相談状況について 2. 福祉勉強会に関わる映像、資料作成担当より、進捗状況の確認 3. 相談支援部会の専門部会への移行について 4. 今年度の振り返りと次年度に向けて
会議内容	1. 最近の市内の動向や相談状況について ・千歳地域生活支援センター:地活の職員が一名退職し、法人内から異動で職員が 1名配置。介護分野で長く業務を行っていた経験ある方。今後は地活を中心とした 活動になる。 ・こども療育課:こども療育課の組織名称が児童発達支援センターに変更。人員は変更なし。 ・千歳市障がい者総合支援センターChip:次年度も計画相談 青空と、相談支援センターゆうしんかんで委託を受けて運営して行く。相談員は今年度の6名体制から次年度は8名で対応。1日の配置人数は変わりなく4名体制。 ・グループホーム新星 休止へ  2. 福祉勉強会に関わる映像、資料作成担当より、進捗状況の確認 今年度は資料、映像作成担当を配置し、年度内に複数回集まり、作成を行ってきた。 今回は作成資料の進捗状況と内容の確認を実施した。 動画と資料については年度をまたいだため、新年度の早い時期に完成を目指して取り組んでいる。  3. 相談支援部会の専門部会への移行について 地域部会:関係機関が相互、情報共有の為の自発的な活動を行うもの。部会長は協
	議会委員から会長が指名。構成員は協議会の同意不要。 専門部会:協議会の求めに応じて必要な情報、資料の収集、調査、研究を行い、その結果について報告提言する。

担当者より:専門部会として参加者が増えて行くと良いと思う。

個別のケースについても扱ってほしいとの相談もある。

部会のメンバーとしては個人名ではなく、事業所で登録する形とする。

千歳市:相談支援部会に千歳市としても話し合ってほしい内容もあるので、相談したい。

- 4. 今年度の振り返りと次年度に向けて
- ・2か月に一回の開催のペースで実施しているが、次年度も同様のペースで行っていきたい。
- ・部会の中で相談に関わる事例検討の機会も持ちたい。

作成者

千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

	令和5年度 第6回 こども部会 報告
日 時	令和6年2月15日(木) 10:00~11:15
場所	千歳市総合福祉センター 402 号室
	ラブアリス千歳桜木別館(影山氏(部会長))、ぱすてる(山本氏)、十彩(藤田氏)、第二ち
	とせくらぶ(二本柳氏)、ONESMILE(北村氏)、RASA(蘇武氏)、ここち(長谷川氏)、ほーむ
参 加 者	アスト(須藤氏)、計画相談つむぎ(横山氏)、南幌養護学校(濱野氏)、北進小中学校(池田
	氏)、こども療育課(小林氏・有賀氏)、学校教育課(米内山氏)、障がい者支援課(満山氏)、
	千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内・舘山・中村)
要旨	1. 定例会報告
	2. 保護者向け勉強会、情報交換会(座談会)振り返り
	3. 今年度の活動振り返り
	4. その他
会議内容	1. 定例会報告
	影山部会長より2月9日に行われた自立支援協議会定例会議の内容について報
	告。
	2.保護者向け勉強会、情報交換会(座談会)振り返り
	令和5年12月18日に行われた、保護者向け勉強会&情報交換会(座談会)につい
	て、当日参加した部会メンバーから感想・意見を聞いた。
	・保護者向け勉強会はテーマの設定が良く将来を展望しやすい内容だった。
	・情報交換会(座談会)は一グループの人数が多く緊張感が強かった。5~6人以上
	は話しづらそう。ただ保護者同士困っていることを伝え合うことは出来ていた様
	子。
	・就園や就労について保護者同士で聞きたいという感じで、先輩お母さんがいなかった。保護者同士の悩みの共有や学校教育課職員からのアドバイスがあった。先
	電保護者の方の意見や経験を伝えられるよう、学校を終えている世代の保護者に
	参加を依頼したり、ペアレントメンターに来てもらうのが良いと思った。
	・学校生活に関する悩みのグループでは、学校に登校できない子に対するオンライ
	ン授業の活用等、学びの権利について話が出た。また学校適応指導教室「おあし
	す」以外に利用できる施設(フリースクール等)に関する情報共有もされていた。
	3. 今年度の活動振り返り(グループワーク)
	部会メンバーから今年度の活動や部会について以下のような感想・意見があった。
	・GW があり他事業所と話せることができて良かった。困ったことをシェアできるの
	が良い。報酬改定などの勉強会があると良いと感じたのと、就業後の学びの場が
	ほしい。お互いに多忙で横の繋がりを持ちにくいと感じるが、交流できる機会が
L	

ほしい。相談室と密にやりとりしたい。

- ・こども部会の場が、児童デイサービスと学校、教育委員会との繋がりが出来る機会となれば良いと感じる。連携が出来るよう、研修会も合同で行えると良いのでは。
- ・学校見学会は先生との質疑応答もあって日頃気になっていることが聞けた。先生 方の児童生徒に対する声掛けの仕方が勉強になった。もっと多くの学校を見学出 来たら良いと感じた。参加人数を制限したため見学しやすく先生とのやり取りが 活発だった。
- ・GW は情報交換などの良い機会。部会として意見の取りまとめをして行政に伝え、 どう動くのかも仕組みとして大切。部会同士の横の繋がりがあると共有しやすい のでは。

# 4. その他

令和6年度の部会開催については改めて案内する。

作成者 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

	令和5年度 第6回 はたらく部会 報告
日 時	令和6年3月22日(金) 18:00~19:00
場所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	34名 【福祉】就労継続支援事業所エコ・ファクトリー(結城(部会長))、千歳市障がい者総合支援センターChip(鈴木)、社会福祉法人せらぴ千歳生活支援センター(今野辰)、指定特定相談支援所つむぎ(横山)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(新川)、株式会社メビウス(柳沢・藤原)、株式会社ワークセンターピアハーブ(宮下)、株式会社ひまわりの会(稲船)、株式会社帆の風(藤岡・細井)、株式会社ウインドバレー(千葉)、株式会社千手クレザ(山口)、株式会社ドンリースアンドレンタル千歳物流センター(佐々木)、マルハチ急行株式会社福祉事業部サークルエイト(青木)、一般社団法人といろワンステップ(眞鍋)、社会福祉法人晃裕会青葉の杜(森本)、合同会社晴レルモキッチン(福澤)、社会福祉法人せらび就労支援センターのm-net(牧野)、特定非営利法人ほっとらんどグゥタッチ(佐々木正)、株式会社ジョブタス(壽盛・千葉)、合同会社久健不動産健心サポート(上島)、合同会社コラボワーク(大山)【学校】千歳高等支援学校(長崎)【一般企業】株式会社 HITOSORA(笹原)、合同会社 integrize(安西)【農業従事者】萬福農研(山口)【団体】北海道社会福祉協議会(大泉)【行政】北海少年院(髙瀬)、千歳市役所保健福祉部障がい支援課(阿部)【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(野田・山田・丸本)
要旨	1. 開会・挨拶   2. 令和6年度 就労系障がい福祉サービス 報酬決定・制度改正について   講師:合同会社 integrize 行政書士 安西 公則 様   3. その他   4. 閉会
内容	1. 開会・挨拶 はたらく部会部会長結城悟部会長より挨拶。4月より大きな報酬改定がある。それに伴い部会として勉強をして行きたい。  2. 令和6年度 就労系障がい福祉サービス 報酬決定・制度改正について講師:合同会社 integrize 行政書士 安西 公則 様 合同会社 integrize 代表社員行政書士安西様より、令和6年度障がい者福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について説明があった。  (1)平均工賃月額に応じた報酬体系の見直し就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直しが行われた。 ①平均工賃月額に応じた報酬体系ということで、平均工賃月額が高い区分の基本報酬を引き上げ、低い区分の単価を引き下げる。今後もそういった改定が続くと思われる。 ②従業員配置6:1が新設。職業指導員と生活支援員を合せて6:1という区分を取り入れることとなった。 ③目標工賃達成加算が新設。1日10単位。目標工賃達成指導員配置加算を暫定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合の評価。  (2)平均工賃月額の算定方法の見直し障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。年間工賃支払総額÷(年間延べ利用者数÷年間開所日数)÷12月  (3)目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員配置加算の算定要件の見直し後の条件。

- ①目標工賃達成指導員を常勤換算法で1人以上配置する
- ②職業指導員及び生活指導員の総数が常勤換算方法で6:1以上であること
- ③目標工賃達成指導員、職業指導員、生活指導員の総数が常勤換算方法で5: 1以上であること
- ④工賃向上計画を作成していること

# (4)食事提供体制加算の見直し

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時のおける栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長。

- ①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケアステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ②利用者ごとの摂取量を記録していること
- ③利用者ごとの体重や BMI を概ね6月に1回記録していること

今後、①に記載がある通り、加算を取るには管理栄養士又は栄養士が関わらなければいけなくなった。②については、食べた量の記録をしなければいけない。介護保険の制度を参考に考えると、摂取量については全量、4分の3など、大まかな記載で可だが、どの様な方法で記載していくのか検討が必要。

③については、記録を求められていることから体重の計測が必要。栄養面の 配慮をすることを目的としていることから、自己申告では不可だと考える。 利用者の負担感を減らす方法を考えて行く必要がある。

#### (5)虐待防止措置と身体拘束の適正化による減算

新しく減算の仕組みが創設された。虐待防止措置と身体拘束廃止未実施の場合、現行では1日5単位の減算だったところ、所定単位数の1%(両方未実施の場合2%)を減算となった。実地指導の際にもしっかりと確認が行われる。

身体拘束について、グループホームに関しては、所定単位数の10%を減算となる。

#### (6)本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握し、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業所の指定基準の解釈通知に明記。

# (7)業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービス等を継続的に提供出来る体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症または非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

但し、令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。就労継続支援事業所については1%の減算。GHについては3%の減算となる。

BCP 策定していること、更に年に1度以上の研修やシミュレーションを行うなど、BCP に関する基準をクリアしていく必要がある。

# (8)情報公表未報告への事業所への対応未報告減算

情報公表未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設。①利用者への情報公表、②災害発生時の迅速な情報共有、③財務状況の見える化の推進を図ることが目的。就労系事業所に関しては5%の減算とな

る。また、指定障害者福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった時は、情報公表に係る報告がされていることを確認する必要があると記載があることから、未報告の場合には指定の更新を行なえないこととなっている。

(9)福祉・介護職員等処遇改善加算の見直し

現行の各加算・各区分の用件及び加算率を組みわせた4段階の "福祉・介護職員等処遇改善加算" に一本化を行う。

- (10)各種様式等の簡素化・標準化
- (11) 管理者の業務範囲の見直し・テレワークの取り扱いの明確化 同一敷地内等に限らず兼務できる。また、管理者について、管理上支障が 生じない範囲内においてテレワークを行う事が可能。
- (12) 意思決定支援の推進

サービス担当者会議や個別支援会議について、利用者本人の参加を原則と し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

(13)新たに創設される就労選択支援

就労移行支援事業所が行っていた就労アセスメントを代わりに担う。 令和6年10月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び 就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援 体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援 を利用する。

#### 質疑応答

食事提供体制加算の見直しについて、事業所で調理をしていない事業所については、栄養士が入り管理しているお弁当を利用することで、栄養士が関わった食事の提供となるのかという質問に対しての回答。障害福祉報酬改定についてのQ&Aなどで具体的に発表されていないため、現段階で分かっている内容での回答。食事提供加算について、一部(ご飯・汁物等)を調理している場合、栄養士が確認をしていない状況のため、加算を取れるかどうか確認していく必要がある。保健所等など、何らかの形でご飯や汁物を入れたメニューの確認をしてもらう方が確実だと思われる。部会としても、保健所の方に来ていただいて対策を考えていきたい。補足として、BMIについて。加算の趣旨が、食事提供時のおける栄養面での配慮を評価するという必要があるため、把握は必要となってくると思われる。ただし、全職員が体重を把握することは難しいと思われるため、事前にどのような方法があるか検討して行く必要がある。また、虐待防止措置に関する研修や、BCPに対する研修も行っていきたい。

新算定式について、年間延べ利用者数とは、実際に通所した人の人数か、契約している人数かどちらかという質問に対しての回答。年間延べ利用者数とは、 実際に通所した人の人数となる。契約しているが利用していない人は含まれない。

#### 3. その他

農福連携施設外就労のご案内

大川農園様より施設外就労の依頼が入っている(別紙参照)。希望される方は自立支援協議会はたらく部会事務局へ問い合わせをする。

# 4. 閉会

就労推進室やませみ 丸本 真祐香

	令和5年度 第4回 地域生活部会 報告
日 時	令和6年2月15日(木) 13:30~15:00
場所	千歳市障がい者総合支援センターChip 会議室
参加者	千歳市肢体不自由児者父母の会 (岡田会長 (部会長))、千歳身体障害者福祉
	協会(古田会長)、千歳つくし会(後藤事務局長)、千歳地域生活支援センタ
	ー (奥貫センター長)、支援センターゆみな (清水所長)、千歳視覚障害者福
	祉協会 (菊池会長)、千歳市保健福祉部障がい者支援課自立支援係、千歳市
	障がい者総合支援センターChip (竹内センター長)、千歳市障がい者地域自
	立支援協議会公募委員(濱邊委員)
要旨	1. 障がい者の地域生活における課題の整理
	2. 事業所職員の資質・能力等の向上のための研修会・学習会、情報交換会
	の実施について
	3. 部会などのあり方について
	4. その他
会議内容	1. 障がい者の地域生活における課題の整理
	昨年11月に実施した「訪問系・生活介護サービス事業所情報交換会」に
	おいても課題としてあげられていた「職員の不足」「利用者による過度な要
	求(カスタマーハラスメント)」が協議の中で出された。
	(1)職員不足について
	・職員(ヘルパー)不足はこの数年続いており、これからも状況が悪くな
	るのではないか。
	・重度の障がい者がヘルパーなどの利用ができないことは生活に大きな支
	障をきたすことになる。この部会でこの問題の解決に向けた調査や研究
	をして行く必要があるのではないか。
	・人材不足は全国的な問題であり、報酬単価が下がったことにより、ます
	人手不足になってくるのではないか。
	・同性介助を求めても、ヘルパーが確保できない状況である。
	・重度心身障害児・者事業所でも、職員不足から閉鎖を余儀なくされてい
	るところもある。
	・報酬が高ければヘルパーが集まるとは限らない。(扶養の範囲内でしか働
	けないとするケースがあるため)
	- 「カスタマーハラスメント」による離職者がいることも課題である。
	・コロナ流行前はある程度の職員の確保ができていたが、今は募集しても
	応募する人がなかなか出てこない。業務内容の簡素化や現実に合わせた
	法改正や報酬改定などの制度設計が必要ではないか。
	・生活介護でも利用時間に応じた報酬となると、事業所も経営が厳しくな
	るケースがあるようである。

- ・他の市町村では、外国人を福祉の担い手として、日本語教育も含めて福祉の仕事の指導も行って人材不足を補う取組をしているところもある。 千歳市でも同様の取組はできないものか。
- ・障がい者の生活を考えると、介護の専門家(者)でなくても、一般市民 によるボランティアの活用も考えられる。
- ・障がい者へのボランティアの育成は、以前に社会福祉協議会で行われていたが、地域の支援者を増やすことにつながらず、現在は行われていない。今後、学生や若い人に知ってもらい、支援者を増やすことにも取り組めないか。

# 2. 事業所職員の資質・能力等の向上のための研修会・学習会、情報交換会の実施について

上記1の職員不足の課題も含め、当事者(利用者)や職員(ヘルパーなど)が抱える課題などを出してもらい、様々な情報を共有する場として次年度も「情報交換会」を開催する方向とした。

具体案については次回の部会にて検討することにする。

# 3. 部会などの在り方について

事務局会議で提示された「地域生活部会」を「地域生活支援専門部会」にする案に関して検討した。

専門部会になることによる部会の協議内容や活動内容の変更、部会員の構成などの違いについて確認した。

協議においては、現在の部会の活動を継続できるように専門部会の下部組織としての位置付けで地域部会として残すとする意見が出された。

# 4. その他

次回の部会は4月9日(火)を予定

作成者 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

	令和6年度 第1回 地域生活部会 報告			
日 時	令和6年4月9日(火) 13:30~15:00			
場所	千歳市障がい者総合支援センターChip 会議室			
参加者	千歳市肢体不自由児者父母の会(岡田会長(部会長))、千歳つくし会(後藤			
	事務局長)、支援センターゆみな(清水所長)、計画相談つむぎ(横山管理			
	者)、千歳視覚障害者福祉協会(菊池会長)、千歳市障がい者総合支援センタ			
	ーChip (竹内センター長)、			
要旨	1.部会等の在り方について			
	2.令和6年度の活動計画について			
	3.令和6年度訪問系・生活介護事業所情報交換会実施計画(案)について			
4 736 5 1	4.その他			
会議内容	1.部会等の在り方について			
	前回の部会での検討内容を受けて、現在の地域生活部会の活動内容を継続			
	できるような形で「地域生活支援専門部会」に移行することで了承された。			
	2. 令和6年度の活動計画について			
	大きな取組としては、昨年実施した「訪問系サービス事業所情報交換会」を			
	本年度も開催することとする。より多くの管理者及び職員に参加してもらう			
	ようにし、市内の訪問系・生活介護サービスの課題をより明確にする。それら			
	の課題の解決に向けた取組を本部会の活動として取り組んで行く。			
	3. 令和6年度訪問系・生活介護事業所情報交換会実施計画(案)について			
	千歳市障がい者地域自立支援協議会地域生活部会 「訪問系・生活介護サービス事業所情報交換会」計画(案)			
	18:35 グループ協議 各事業所の現状に関する情報交換やアンケート結果を参考にしたテーマを設けての協議、 19:15 全体会 グループ協議の内容報告 19:25 部会長挨拶 事務連絡			

事務局作成の原案をもとに、計画案の協議を行った。

内容については次回の部会で再度検討する。

情報交換会は、9月~10月上旬の期間で、部会員の都合を確認し、開催日を決定する。

会場は総合福祉センターか社会福祉協議会とする。

事前に対象事業所の管理者及び職員にアンケートを実施する。その結果を受けて、当日の協議の柱や内容を決めることとする。アンケートの内容については、各部会員が持ち帰って検討し、意見などを集約し、次回の部会で項目を決定する。

# 4. その他

部会員からの意見集約もあるので、本日配布した資料は、欠席者も含め部会員全員にデータを送付する。

(今後の予定)

次回の部会は6月中旬から下旬に開催する。

作成者 | 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

	令和6年度 第1回 手話言語条例推進専門部会 報告
日 時	令和6年4月4日(木) 19:00~21:00
場所	千歳市社会福祉協議会 会議室2・3
参加者	千歳聴力障害者協会 (佐藤会長 (部会長))、千歳手話の会 (神能会長)、千
	歳要約筆記の会やませみ(打矢代表)、手話サークルしらかば(岩倉会
	長)、北海道手話通訳問題研究会千歳・恵庭支部(阿部支部長)、千歳市社
	会福祉協議会(長澤地域福祉係長、川北専従手話通訳、金田手話通訳)、千
	歳市障がい者支援課(谷本課長、阿部係長)、千歳市障がい者総合支援セン
	ターChip (竹内センター長、品田)、
要旨	1. 千歳市障がい者地域自立支援協議会の部会の在り方についての検討
	2. 千歳手話フェスタ(仮称)実施に向けた検討
	3. その他
会議内容	【部会長挨拶】佐藤部会長
	• 新部会員紹介
	【協 議】
	(1) 千歳市障がい者地域自立支援協議会の部会の在り方についての検討
	①障がい者支援課阿部係長より説明 (資料に沿って)
	○要綱及び運用上の関係図について
	・協議会は3か月に1回程度の定例会と地域部会、専門部会、協力組
	織よりなる。
	・専門部会、地域部会、協力組織の要綱上の位置付けについて
	○障害者総合支援法の改定により守秘義務の規定が設けられた
	○自立支援協議会の課題
	専門部会は協議会の求めに応じて必要な情報・資料の収集、調
	査・研究を行うものであるが、本部会では手話言語条例の推進に向
	けて自発的に活動していただいてきた。ただ現在はそれが要綱上の
	規定に即しておらず、課題の一つとなっている。
	条例制定までは市の課題、依頼を受けて活動してきたのは専門部
	会の在り方として妥当であったが、制定後に地域部会に移行する等
	の検討がなされず、現状では市として何かテーマを示すというよう
	なことはなく部会員の皆さんが自発的にアイディアを出し合って活
	動している状況であり、要綱にある地域部会として自由闊達に活動
	して行くのが良いのではないかと考え提案するに至った。
	《質疑応答》
	○ 条例を作る時には「条例制定を検討して行く会議」が必要だという
	ことで専門部会が立ち上がり、その後も「続けましょう」という話に
	なり、その結果として今があると思っていた。
	私としては条例を推進するために何が必要なのかを話し合う部会だ
	と考えて活動してきた。市からは、ここがどのような部会なのかとい

う話はなかった。(参加者A)

○ 協議会の関係図を見て、流れ等は今わかった。その上で、今やっている会議の内容を見て考えると、専門部会より地域部会のほうがあっているかと思う。が、③にある(網掛け〜提案部分)コミュニケーション条例と手話言語条例をまとめて意思疎通支援部会とするのは納得できない。

そもそも手話言語条例をなぜ作ったのかというと、手話は言語であるという事を広く市全体に広めて行くためである。一方コミュニケーション条例は、広く様々な情報に不自由を感じている人たち全体が対象。目的や内容が違うので、「はい」とは言えない。(参加者B)

○ 様々な意見を聞かせていただいた。まだ時間があるので、更に皆さ んの意見を伺いながら良く考えて行きたい。

今回の協議会の在り方の変更については、法改正により令和6年から協議会の在り方が少し変わったこと、また今年度より市の第7期障がい福祉計画がスタートし、協議会の在り方を全的に見直したいという意向のもと、手話言語条例推進専門部会だけでなく他の部会も含め協議会を本来あるべき姿に戻して実施して行きたいということ。

これは早急に変更したいという事ではなく、今後皆さんと話し合い ながら良い方向に進めて行きたいと考えている。(谷本課長)

- 部会の協議内容に千歳手話フェスタ(仮称)がある。開催には予算 も必要になる。地域部会に移った後、フェスタのようなことをやろう と思ったら予算要望できるのか。専門部会はできて、地域部会はでき ないという話になるのだとしたら地域部会になっても困る。(参加者 B)
- 地域部会であっても専門部会であっても予算は一切出していない。 (谷本課長)
- 地域部会の具体的な活動例を知りたい。
- 相談支援部会、こども部会、はたらく部会、地域生活部会の活動例 について説明。(阿部係長)
- 市として条例を推進するために専門部会ができたと思っていたがそれは変わらないのか。もう一点、今後推進のためにどのような計画があるのか教えてほしい。

手話言語条例を作ってから実績がほぼない状態が気になっていた し、何を検討するべきかわからないままだった。そのあたりも今後考 えていかなければならないと思っている。

基本的には手話言語を普及し理解を深めてもらうために活動する部

会だと思っていた。市の方針と私たちの考えにあるズレについては今 後も話し合う必要があると感じる。

コミュニケーション条例、手話言語条例を合わせた部会という話だが、条例の目的、根本が違う。手話を言語として市民に広げるという条例、他方はスムーズにコミュニケーションができるように支援するというもの。両方を分けて進めるのが一番良いし、その方が活動しやすくなる。他の障がいの方々もそれぞれの形、コミュニケーションの方法がある。それぞれの障がい者団体の幅はとても広く、そのバランスをどう取るのかは非常に難しい。(参加者A)

- 何回か話し合いを重ねて行く必要があると思うが、統合するという のは現段階では無理だと私自身は思っている。(参加者B)
- 今後も意見をいただきたい。(谷本課長)
- コロナの関係もあったが、停滞していたことは市としても認識している。どう進めて行くかは、皆さんの思いをくみ取った上で考えて行きたい。地域部会で自由闊達に意見を出していただき、定例会で報告・提案し、市としてそれを検討して行くのが要綱上のやり方だと考えている。市としても、ろうあ者相談員の設置などこれまでできなかったことを進めて行きたい。部会については、コミュニケーション条例との折り合いのつけ方は、今後話し合って行くこととなる。そうした思いでの提案であり、趣旨をご理解いただけるとありがたい。(阿部係長)

#### (2) 手話フェスタに向けた取り組みについて

- 前回手話以外のコミュニケーションツールのブースもという話も出ていたが、今回コミュニケーション条例の制定を目指しており、制定後であれば予算を確保しやすいという市の体制的なこともある。手話だけのイベントではなく、コミュニケーション条例制定を記念して、他のコミュニケーション手段を含めた理解促進につながるイベントを企画すると市としても動きやすい。(阿部係長)
- 手話フェスタは、手話を広く市民の皆さんに知っていただき聞こえない人のことを考えてもらうためのお祭りと考えていた。その中で他の様々なコミュニケーションを必要としている人がいることを一緒にしてしまうと、どちらも中途半端に終わらないかと危惧する。

そもそもコミュニケーション条例は、様々な障がいのある方、コミュニケーションに不便を感じている人たちがいかにスムーズに、情報を取りやすくするかに関わる条例だと思っている。それと手話言語条例の動きには、一緒にできない部分がある。

これまで考えていた手話フェスタの内容は少し予算がかかるので、予算獲得のためにはいつまでに計画を出す必要があるのかと考えてき

た。(参加者B)

- 部会の在り方と、手話フェスタは切り離して考えたほうが良い。手話フェスタに向けて取り組んできたのは、第1言語が手話だと言う事を多くの方々に知ってもらうため。石狩が先進的だが、そこを参考にしてやっていこうと進めてきた。(参加者C)
- 統合させると中途半端になる。どちらも大切で、障がい者みんなが 仲良くという考えは変わらないが、予算がなければないなりに考えて いきたい。(参加者A)
- 予算は置いておいて、どのような形でできるか考えたほうが良い。 映画上映は難しい。聴覚障害者の関係の映画はもうほとんど上映が 終わっていて、時期が悪い。

中ホールは、様々なブースを出すには合わないのではないか。むし ろ大会議室のような場所が良い。中ホールホワイエもそれほど広くな い。(参加者A)

- 石狩の手話フェスタでは、一つの会場の中でブースを作って実施していた。そのイメージから考えると、大会議室、少し遠いが北桜コミセンなど広さがあるところを考えると良いのかと思う。
- 福祉センター402と403を借り切るのはどうか。スタンプラリーなどもできる。
- 402にはステージもある。例えばイベントとして○×クイズをやって聞こえない人の生活を知ってもらう、403ではブースを回って楽しんでもらう、というようなことができるのでは。
- ステージもありブースも見やすい福祉センターが良い。
- フッチーさんを呼ぶとお金がかかる。予算がない中で厳しいか。
- 社協のCさんがフッチーさんと連絡を取った。イベント開催の際には金額にかかわらず、協力したいと内々には聞いている。実家が向陽台で、手話言語条例制定の際にも来てくれた。
- フッチーさんは以前に無料で来てくれた。DVD 販売ブースをつくってほしいと言う事だった。
- 来てもらうとなるとある程度の準備(予算)は必要。
- フッチーさんはどのような形(会場)でも協力していただける。
- 以前、サークルにも来てくれて1曲歌って帰ったこともあった。低 予算または無料でやってくれるかもしれない。
- さすがにプロの方なので、きちんとお呼びするべき。謝礼なども含め考えたほうが良い。
- 音響的にどうかわからないが、ステージはある。昔は外で歌ってくれたこともある。その際の設備は良くなかった。
- 予算、音響についても、今後考えていく。
- デフリンピックに関し、若い方のアイディアなどを出してもらいな

がら出来たら良い。北桜コミセンでも大学の方も加わったイベントが あった。詳しくは、また聞いてくる。

- PR 動画は連盟から借りられる。
- 動画上映期間は 2025. 10. 31 までを予定。料金は、一人 5 0 0 円の 上映会協力費を徴収(有料コンテンツ)。ただし、教育機関、行政主 催などは無料。

# (3) その他

○障がい者支援課より

4月1日から窓口にろうあ者相談員設置。HP, 広報ちとせ、LINE で周知。

# 【次回部会開催予定】

6月上旬で調整予定

作成者 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

	<b>。</b>
	令和5年度 第2回進路連絡会議 報告書
日 時	令和6年2月7日(水) 13:30~15:00
場所	千歳市総合福祉センター 402 号室
参加者	千歳市内事業所(32名)
	特別支援学校(高等部)(14名)
	事務局・相談機関(12名)
	行政 (1名)
	自立支援協議会委員 公募参加者(1名)
	参加者合計 61 名
要旨	1. 学校卒業予定者の進路動向について
	・在校生の進路希望と実習状況(就労アセスメントの予定も含む)
	2. 千歳市における福祉サービス利用に関わる手続きについて
	3. 福祉事業所より就労アセスメントの報告
	・就労継続に向けて取り組んでいただきたい事
	・千歳市内の新規福祉サービス事業所の紹介
	4. その他
	各事業所の紹介と情報交換会
会議内容	1. 学校卒業予定者の進路動向について
	・南幌養護学校では、今までは生活介護とB型事業所とで半々だったが、今年度は2/3がB型という
	状況になっており、徐々に傾向が変わって来ている印象。
	・札幌養護学校共栄分校では、重度の生徒が多い。普段バギーを使用し介助を必要としている子が多
	い。進路先としては生活介護がほとんどになっている。
	・新篠津高等養護学校では、進路については3割が一般就労になっている。卒後すぐの就労が難しい
	場合は就労移行支援を進める。A 型を希望される方が多いが、卒業後の生活面で金銭的な理由になっ
	てしまっている背景がある。
	・小平高等養護学校では、一般就労希望する方が多いが、留萌管内では就労場所があまりなく、札幌、
	千歳等に進路が決まる方も多い。また地元が留萌なので留萌のグループホームを希望されるケースも
	ある。
	・伊達高等養護では、4割が一般就労で6割が福祉就労といった状況。生徒の出身が広範囲のため、
	各地域に卒業後の相談をすることがある。施設出身の方が多いので、生活の場としても検討が必要。
	千歳にも協力いただいている。
	・千歳高等支援学校では、施設から通っている学生はグループホームか進学といった状況。地元から
	離れることが少ないので、今後もより福祉事業所等と連携して行きたい。
	・みなみの杜高等支援学校では、8割が一般就労。長く働けるために自分で進路決定出来る様に実習
	の期間も多く設けている。

あった。

・相談支援機関への相談の傾向としは、普通高校から、障害福祉サービスの利用や就労継続支援 A型の利用の相談も複数あり、また通信制高校や大学からも卒業後の進路で、就労継続支援の相談が複数

# 2. 千歳市における福祉サービス利用に関わる手続きについて

# 千歳市保健福祉部障がい者支援課 小島登美子様

- ・福祉サービス利用に関する手続きの流れに関しては別紙を参考に確認いただきたい。
- ・福祉サービスの利用に伴って、受診の相談をする際には、新規の受診の調整に 2~3 か月から、長くて 4 か月程待つこともあるので、早めに調整をするようにお願いしたい。
- ・各種申請する際には、相談支援事業所とご家族とで相談した際に、申請時期の案内もしてほしい。
- ・令和7年には就労選択支援が始まるので、また来年のこの場で説明したい。

# 3. 福祉事業所より就労アセスメントの報告。

#### ① 就労移行支援ゆうび 山崎様

今年度は受け入れが1件と少ない傾向にあり、過去も含めて感じたこととしては、B型就労の希望の方では、学校からも情報を頂きアセスメントを行うが、生活面の課題が多くて、報・連・相がうまくできないことが多く、自分から声をかけて質問する場面が少なく、こちらから声が掛からないと、終了報告等がなかったりすることが多い傾向。 また、お仕事でコミュニケーションを取る中で、徐々に友達言葉になってくることも課題。初めての場所で気になってしまい、なじめなくて他の人や職員が気になって集中できない等もある。 B型から始めて、ゆくゆくはA型や一般を目指す方もいるので、ただ出来ないことを評価するのではなく、どのように、どうすれば作業がうまくできるかを考えてアセスメントしている。関係機関と連携しながら今後も取り組んでいく。

# ② いずみワークセンター 玉井様

今年度は5名の方のアセスメントを実施。卒業後に利用する事業所にてアセスメントを実施するケースが多かった。当事業所としては訪問してアセスメントすることで人員確保が難しかった印象で、その点についてはこちらでも人材を確保して行きたいが、今後を考えると事業所を訪問してのアセスメントがいつまで出来るかが課題で、これからは本来の形が増える印象。訪問してアセスメントの場合だと訪問時間が限られてしまうことや、事業所でやるよりも人の確保が難しく、かつ時間をかけられないという難点がある。

また、これから先の事業所に通った時にも活かせるアセスメントにしたいと思っている。

# ③ 就労継続に向けて取り組んでいただきたい事

# 千歳市障がい者地域自立支援協議会 はたらく部会長 結城悟様

- ・就労継続に向けて取り組んでいただきたい事は別紙参照し、説明。
- ・日々の生活習慣なども意識してほしい。
- ・体調崩すと来なくなることが多く、体調の安定も課題。
- ・慣れてくるとルーズになるので、TPOをわきまえて、会社のルールを社会人として守る事を意識してほしい。
- ・フレンドリーになると緊張感がなくなる。事業所(仕事場)との関係性を維持したい。
- ・社会人としての言葉使いが出来る様になると良い。
- ・ついついため込んでしまう方が多く、意思表示をうまく出来る様に取り組んでもらいたい。
- ・上記の点は、学校生活の中でも意識して、共通事項と認識して関わってもらいたい。

# ④ 千歳市内の新規福祉サービス事業所の紹介

# 【就労継続支援】

- ① 就労継続支援 A 型事業所 クレザ:作業内容は施設外就労がメインで、施設内作業では内職を主に行い、施設外就労では苫小牧の万代書店での作業や、新たにエンパイヤーの作業も増えた。まだまだこれから高校生の卒業後の進路として、相談、対応できるので相談してほしい。
- ② 就労継続支援 B 型事業所 ブライトカレッジ千歳

恵庭市で行っていた事業所で、今回千歳市でも始めた。身体、知的、精神の障がいの方対応可能。全盲の方の受け入れの実績もあり。作業内容としては アウトドアグッズの制作、キャンプ場の運営やお客様のお手伝い。YOUTUBEのテロップを打つ作業などのパソコン作業など。

③ 就労継続支援 B型 ウィズ千歳:令和5年10月閉所。通われていた方は、他の事業所への移行が問題なく行えている

# 【共同生活援助】

- ① グループホームヨツバメイツ春日 アパートタイプ。市内でアパートタイプを2棟運営しており、この度3棟目を開所。 現在4棟目も検討しているので、相談して行きたい。
- ② サクセスライフ: 恵庭市で重度者向けのグループホームを運営しており、この度2棟目を作る予定。 重度者の方のご相談をいただければと思います。
- ④ グループホームまくあけ:梅ケ丘2丁目に集合住宅タイプで男性棟開所。 同じく梅ケ丘に女性棟を 4月に開所予定。体験も随時募集している。

#### 4. その他

各事業所の紹介と各担当者との情報交換会を実施。

# 作成者 | 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

千歳市コミュニケーション条例専門部会

	第2回 千歳市コミュニケーション条例専門部会 報告					
日 時	令和6年2月20日(火) 15:00~16:00					
場所	千歳市役所第2庁舎2階会議室5・6					
参加者	田口 幹子(千歳いずみ学園:共同生活援助事業所いずみ寮管理者)【部会					
	長】、古田 聖 (千歳身体障害者福祉協会:会長) (Zoom にて参加)、佐藤					
	義典(千歳聴力障害者協会:会長)、菊池 悦子(千歳視覚障害者福祉協					
	会:会長)、岡田美智子(千歳市肢体不自由児者父母の会:会長)、青木 繁					
	雄(千歳市手をつなぐ育成会:会長)、後藤 邦子(千歳市つくし会:事務					
	局長)、澤口 勇治(日本ALS協会北海道支部千歳支会:支会長)、吉田					
	肇(千歳市地域包括支援センター:向陽台区地域包括支援センター長)、 「東森日】のより、ボネ(イギナ際 ジンメナ 短親・親長・阿切り きゅう (イギ					
	【事務局】谷本 英孝 (千歳市障がい者支援課:課長、阿部 さやか (千歳 市障がい者支援課:障がい福祉係長)、竹内 哲 (千歳市障がい者総合支援					
	センターChip:センター長)、相澤けい(千歳市障がい者総合支援センター Chip:相談支援専門員)					
要 旨	1. 条例素案について					
会議内容	1. 条例素案について					
	(1)(仮称)千歳市コミュニケーション条例(素案)について資料に基づき					
	阿部係長より説明					
	1 条例の名称					
	2 前文					
	3 第1条(目的)					
	4 第2条 (定義)					
	5 第3条(基本理念)					
	6 第4条 (市の責務)・第5条 (市民の役割)・第6条 (事業者の役割)					
	7 第7条 (施策の推進)					
	8 第8条 (意見の聴取)   9 第9条 (委任)・附則					
	ターカッ木(女正) 門別					
	○ 現時点では令和7年4月1日から施行予定。					
	○ 素案は本日初めて提示したものであり、持ち帰って内容を確認していた					
	だきたい。					
	○ 第3回の部専門会は4月下旬を予定。所属している団体でも意見も取り					
	まとめていただきたい。					

- 第3回は「前文から第5条まで」、第4回は6月の開催予定で「第6条から第9条、附則及び条例の名称」について意見交換を実施したい。
- 素案については法制担当の確認を受けて、適宜修正が入る予定。修正箇 所はその都度部会で報告する。

# (2) 質疑応答

- 部会員からは、「事業者の範囲」や「障害者等の定義に、難治性疾患又は 加齢による身体的機能の低下がある者を含めること」等について、質疑があった。
- それに対し、事務局からは、「事業者の範囲は、団体、個人、営利、非営利を問わず、市内で事業を展開している者であること」、「障害者等の定義については、本条例は地域共生社会の実現を目指す理念条例であることから、まずは理念としてあるべき姿を包括的にこの条例で示した上で、個別具体的な施策については、条例に基づいて展開して行くものであること」等が説明された。

作成者 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

	第3回千歳市コミュニケーション条例専門部会 報告
日 時	令和6年4月23日(火) 15:00~15:40
場所	千歳市役所本庁舎地下会議室7・8
参加者	田口幹子(千歳いずみ学園)【部会長】、長澤利明(千歳市社会福祉協議会) 【副部会長】、古田聖(千歳身体障害者福祉協会)(Zoomにて参加)、佐藤義典(千歳聴力障害者協会)、菊池悦子(千歳視覚障害者福祉協会)、岡田美智子(千歳市肢体不自由児者父母の会)、青木繁雄(千歳市手をつなぐ育成会)(Zoomにて参加)、後藤邦子(千歳市つくし会)、大野哲哉(千歳市こども福祉部児童発達支援センター)、吉田肇(千歳市地域包括支援センター) 【事務局】谷本英孝(千歳市障がい者支援課)、阿部さやか(千歳市障がい者支援課)、竹内哲(千歳市障がい者総合支援センターChip)、相澤けい(千歳市障がい者総合支援センターChip)、相澤けい(千歳市障がい者総合支援センターChip)
要旨	1. 条例(素案)について
会議内容	<ul><li>1.条例(素案) について</li><li>(1)(仮称) 千歳市コミュニケーション条例(素案) について、資料に基づ</li></ul>
	き阿部係長より説明
	(2)質疑応答
	○部会員から、
	「前文に『人格と個性を尊重し』の文言を加える」、
	「第2条のコミュニケーション支援者の定義に『ろうあ者相談員、身体障害
	者相談員、視覚障害者相談員』も必要である」、
	「第2条の多様な情報取得・コミュニケーション手段の定義に『意思伝達装
	置等の情報機器、透明文字盤、口文字、音声コード』を追加する」、
	「第4条の市の責務に『普及啓発』を加える」、
	等の意見があり、事務局において検討することとした。
	○また、部会員から、
	「施策推進のための仕組と施策検討のあり方について、条例に明記しなくて
	良いか」、

「災害時、緊急時のことも条例に入れるべきか、それとも個別の避難計画等に基づいて計画を立てるべきか」、

等の質問があり、事務局からは、

「施策については障害者計画に基づいて定め、進捗管理は自立支援協議会や保健福祉調査研究委員会を通して行うため、条例に明記する予定はない」、「災害時、緊急時の対応については、理念としての条例においては細かく明記せず、個別の災害に関する計画等に具体的に書き込むことが望ましい」との説明があった。

# 2. 閉会

次回、第4回は6月の開催予定で、「第6条から第9条、附則及び条例の名称」について検討を行う。

作成者 千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

# 令和5年度 千歳市障がい者総合支援センターChip 事業報告

令和6年3月31日

# 1. 相談支援業務

〇千歳市障がい者総合支援センターChip は、昨年度より委託相談事業所として新たな体制でスタートした。時間の経過とともに相談体制が整い、計画相談事業所への引継ぎ等もスムーズに行われるようになっている。さらに、児童に対する相談支援に対しては相談員の増員をもって対応の充実を進めているところである。

とはいえ、委託相談と計画相談これまで利用されていた方に十分な説明ができず、混乱や誤解を招いた状況があったことも否めない。改めて Chip の体制変更も含め、業務内容等を丁寧に市民の方に伝えていく努力が必要であることも明らかになり、今後の課題として考えていきたい。

# 【委託相談支援】

○ 昨年の報告では令和4年度の相談件数が令和3年度より大幅に減少したのは計画<u>相</u> 談への移行以後に相談件数としてカウントしなかったためであり、相談支援を利用し ている実人数自体は大きく減っているわけではないとした。

令和5年度の相談件数は令和3年度に近い件数となっており、延べ件数としては 4000件ほどでこの数年は経緯している。

# ○相談件数の推移

	相談件数	月平均
令和5年度	3793件	316件
令和4年度	3216件	268件
令和3年度	4095件	341 件
令和2年度	4181件	348件

新規の相談件数は令和4年度と比べて69件(人数)増加し、2.5倍である。これは、令和4年度は相談員の体制において新規の受け入れが困難であったことを踏まえ、職員数を増やしたことなどにより受け入れ増が可能となった結果である。また、児童の相談では、不登校を伴う相談が増えているという印象がある(令和3年度の実数について把握できてはいないので、印象の域を超えない)。ただ、今後も同様の相談は増えていくものと思われる。

# 2. 自立支援協議会

Chipは協議会の運営に関する業務を担当し、事務局業務と以下の部会の運営に携わってきた。

令和5年度は定例会議・地域生活全体会議も参集しての開催ができ、担当する各専門部会・地域部会も通常の開催をし、コロナ渦前の活動にほぼ戻ることができた。ただし、コロナ禍の活動制限により、それまで蓄積されていた活動の成果の発展や関係者の情報共有や連携の緊密化においては各部会の活動が停滞した影響があったようである。

以下、Chip が担当した各部会の令和5年度の報告である。

#### 【相談支援部会】

今年度は6回の部会を開催することができた。障害福祉、高齢者福祉、医療機関、市役所の相談に関わる担当者でメンバーが構成されており、地域の中でも各種の制度を跨ぐような相談支援が円滑に行うことが難しいという事が課題としてあり、そこで改めて各機関での相談状況や地域の社会資源についても共有を行い各機関での関わり方や機能について担当者で再確認をした。それぞれの制度の移行や相談についても理解と連携を深める機会になり、そのことで実際の相談の現場でも円滑に支援に繋げることが出来た。今後は事例検討の機会なども設けながら、より支援の理解を深めていけるようにつなげていきたい。

#### 【こども部会】

2か月ごとの部会開催を基本に、支援者学習会、保護者向け勉強会&情報交換会(座談会)を開催した。全6回の部会ではグループワークを取り入れ、課題を共有するとともに参加者同士で意見交換を行い、交流や学習を深める機会にもなった。

今年度の支援者学習会は、みどり台小学校・向陽台小学校・祝梅小学校・北栄小学校・緑小学校の特別支援学級や通級指導教室を見学した。実際の学校現場を見学することにより支援に活かせる部分も多く、また直接教員の方々と話し情報共有することが出来た。

保護者向け勉強会は『将来に見通しをもつために必要なこと』をテーマに中学校に向けての心がまえや特別支援学校と高等学校の目的などの違い、特別支援学校の支援の現状や卒業後の進路について等学ぶ機会となった。

情報交換会(座談会)は4つのテーマを設定し、児童の支援に関わる関係機関の職員を交え、保護者の悩みの共有や情報交換として意義のある座談会となった。参加者が増え様々な話をすることが出来たが、参加者が話しやすいグループ作りや会としての趣旨をあらためて検討してく必要がある。

#### 【地域生活部会】

本部会は令和3年9月に参集、令和4年6月に遠隔で部会を開催した後は、各部会員及び事業所などは日常の業務への対応に迫られていた。そのため、部会の活動を推進することが難しい現状であった。

令和5年になり、部会が開催できる状況となり、これまでの活動の経緯について確認した上で、グループホームの利用に向けての情報共有、移動手段の確保の他に居宅支援に関する支援の不足が出された。そこで居宅支援事業者の関係者が情報の共有・ 古流の場を部会主催で開催することになった。

11月10日(金)に「訪問系・生活介護サービス事業所情報交換会」として14名ほどと少なかったが、活発な意見交換がなされ、各事業所が抱える課題や特徴が多く出された板。その中で、共通する課題としては「職員不足」「利用者からの過度の要求」が出されていた。これらは、参加事業者数が少ないこともあり、市内全体の状況(課題)としておさえるまでには至らなかった。

今後(次年度)はより多くの事業者、職員が参加する場を設けて、当事者(利用者) や職員が抱える課題をより明らかにする「情報交換会」を開催するようにする。

#### 【進路連絡会】

令和5年度は6月と2月(令和6年)の2回の開催であった。

第1回では、「就労アセスメント」の流れについて障がい者支援課より説明が行われ、 特別支援学校(高等部)卒業生に対するスケジュール説明があった。その後、各特別支 援学校より卒業生の進路および在校生の進路希望についての情報の提供があった。さ らに、各事業所より空き状況や卒業生の活動状況、作業の様子などを話していただき、 情報共有を図った。

2回目は、各特別支援学校から令和5年度卒業生(令和6年3月卒業)の進路希望と 実習状況の説明があった。生活介護から福祉的就労、一般就労までの幅広い進路希望 の状況であった。その中で、相談事業所からは普通高校(通信制も含む)や大学の卒後 の福祉サースの利用や就労継続支援の相談があるとの報告もあった。次に、障がい者 支援課より千歳市における福祉サービス利用に関わる手続きに関して、ある程度の期 間を要することから早めの対応(調整)が必要であるとの説明があった。

福祉事業所より、就労アセスメントの実施状況の報告がされ、その中では卒業後の就労(作業)がどのようにすればうまくできるかの視点でのアセスメントの実施をしているとの説明があった。加えて、部会長より在学中において取り組んでほしいこととして「生活習慣の確立」「体調の安定」「社会や会社のルールの尊守」「適切な言葉遣い」「主体的な意思表示」等の話がされた。

最後に千歳市内の新規の福祉サービス事業所の紹介として3つの就労継続支援事業 所と3つのグループホームの紹介がされ、それぞれの事業者からの作業内容や対象者 などについての説明があった。

#### 【手話言語条例推進専門部会】

令和5年度も様々な機会を通じて手話並びに手話言語条例を広く市民に知らせていくことが重要として、部会としてその取り組みについて協議をしてきた。第1回目の部会では「手話に関する授業」の取組がクローズアップされ、千歳市教育委員会から職員の出席をいただき、その取り組みの状況についての説明をいただいた。第2回目以降は「手話言語条例に関するイベントの開催に向けての検討」が進められた。それらの中では、条例の制定までの経緯や制定時に開催された関連イベントなどについての情報を共有した。また、石狩市で開催された「石狩手話フェスタ」を部会員が視察をした際の報告を受けて、本市で開催するとした際の参考とした。

「千歳手話フェスタ(仮称)」の開催に向けての検討においては「手話の理解や啓発に関する映画の上映」「手話を使ってのゲームやクイズ」「手話を使った絵本の投影」「手話の体験ブース」等多くの意見が出された。その他には「手話の限らず障害によってコミュニケーションに不便さがる人がいることを考える必要がある。」「イベントを大々的にするのではなく、規模の小さい者から徐々に規模を広げることがいいのではないか」などといった意見も出された。年度内の部会ではイベントの実施は令和7年10月ごろを目途とする。令和6年度においては早い時期に計画案を作成し、部会で詳細に検討することしている。

その他、部会開催時は部会長ほか、各部会員から各団体が関係する障がい者(特に聴覚障がい)に関係するイベントや情報についての提供がなされてていた。

#### 3. 当事者活動支援

#### 【千歳星の会】

本会は障がい(主に知的障害)を持たれている当事者が職場や事業所利用以外の時間の活動の場を増やすことを目的として発足した「当事者活動の場」として Chip がその支援者となって会の活動が継続されている。月1回の開催をベースとして、本年4月で200回の開催となっている。その間で、利用する当事者も、支援者の職員も変わる中、当事者の希望やその時々で当事者が学び、体験の必要性があるものを活動として取り入れている。

令和元年から令和3年度は新型コロナの影響のため開催を見送ってきた。その後は当事者からの再開に向けての強い要望もあり、令和4年度からは感染拡大状況を考慮しながら6回ほど、令和5年度には11回の開催をした。現在ではコロナ禍前の開催状況に戻ることができた。コロナ感染が完全に収束したわけではなく開催の判断の難しさは残っていたが、可能な限りの感染対策を行った上で、当事者の希望を最大限に実現できるような活動内容となっている。

令和5年度の活動内容としてはスポーツ(ミニバレー、卓球など)、社会体験として千歳市防災学習交流センター見学、新千歳空港見学など、余暇としてのカラオケ店利用、飲食ではバイキングレストランの利用などが実施された。毎回の参加者数は10名を超えている。

新たな会員も加わってきているが、障がいを持たれている当事者及び家族が「気軽に活動する場」「自分たちが主体的に活動できる場」「余暇活動の場」を強く求めていることが感じられる。さらに、Chip の業務の内容として含まれる「社会生活力を高めるための支援」「ピアカウンセリング」「権利擁護のために必要な支援」の実施場所として本活動を活用する必要がある。それらの中で、支援者となっている Chip の職員にも時間的、人数的に制約があるために会員数を多くすることは難しい点もあるが、会の充実発展がさらに求められている。

#### 【自立生活プログラム】

コロナ禍で企画・実施が見送られてきたが,具体的な検討には至らず、引き続き次年度 以降の検討課題となっている。

#### 4. 相談支援の質的強化及びネットワークの充実

(1)会議(協議会)・研修会への出席

スタッフおよび市内の相談支援の資質向上、関係機関とのネットワーク充実に向けて、会議・研修会への出席(参加)、開催協力を行った。

#### 【札幌圏域相談支援ネットワーク会議】

石狩圏域の相談事業所が情報交換の場として2回ほど遠隔で開催されました。相談支援状況、各市町村における障がい者支援体制の強化、自立支援協議会の活動状況、地域生活拠点等の整備、虐待防止・差別解消に関する取り組み、業務上の課題等多くのテーマに対して各地域及び各事業所からの報告を受けて活発な情報交換がされました。Chipの業務改善における参考となる情報を得ることができました。

#### 【千歳市各種相談員連絡会議】

障がい者・児が相談を受ける機関は多岐にわたり、他の相談機関から紹介を受けた方が Chip でのスダンにつながるケースも少なくない。また、様々な相談に応じるために他の相談機関と連携(協力)した対応が求められるケースも多々見られる。

その点で、各機関及び相談員相互の連携を目的とした情報交換や研修を実施している本会議への参加は重要であり、相談員の資質向上においても研修等の参加は有効であった。さらに。市民向けの総合相談所の開設時には Chip も参加をし、多様な相談への対応の取組に参加をしている。

#### 【千歳市医療的ケア児支援協議会】

Chip での相談の中で医療的ケアが必要なケースもあり、この協議会で実施されている『医療的ケア児の「現状把握及び分析」「地域の会台と対応策」「関係機関等の連絡調整」』はサービスの提供の充実と医療的ケアを受けている児童の QOL 向上につながるものである。この協議会へ出席を通じて、医療的ケア児への福祉サービスの充実したサービス提供につなげている。

#### 【千歳市生活困窮者自立支援連絡調整会議】

Chip での相談で、生活困窮を訴えてくるケースも少なくない。家計収支、住宅確保、就労、教育、医療、福祉が多様に複合的に生活困窮の要因となっていることもある。Chip 単独での対応が難しいケースが多く、関係機関と連携して問題解決に向けた相談や支援に結びつける必要がある。本会議は市役所関係課や関係機関から各種事業や取組の報告や情報提供を受けることができ、Chip での相談業務の際に非常に参考とするところである。

#### 【千歳市高齢者・障がい者虐待ネットワーク】

令和2年度から「書面会議」とされているが、協議内容の中においては年度内の障害者に係る虐待の相談の相談・通報の状況についての報告がされていた。千歳市障がい者地域自立支援協議会「差別解消・虐待防止専門部会」の活動と深く連携するものであり、日常の相談業務の中でも「虐待案件」として留意しなければならないケースもあり、今後の連携が必要である。

#### 【千歳市教育支援委員会・特別支援教育専門家チーム会議】

福祉と教育の連携の重要性が高まる中、福祉サービスの利用も学校教育と密接につながるケースが多く、就学先によりサービスの種類や量に影響がでるケースもある。心身に障がいのある児童、生徒及び就学予定者の適正な教育的支援を行うために、委員(福祉関係職員)として出席をしている。

教育支援委員会での審議の他に、市内の小中学校のおける教育相談や教育的支援の状況や教員の資質向上のための研究会への参加をしている。

#### (2) 各種研修会などでの講義

#### 〇千歳市教育振興会障がい児教育部実技研修会

教育委員会特別支援教育係の依頼により、市内の小中学校の教諭(特別支援学級の担当者等)を対象として「障がいのある子どもたちの自立」を一マにお話をさせていただいた。Chip でも学齢期の子どもたちの発達の相談や福祉サービスの利用を中心とした相談や高等学校、特別支援学校高等部を卒業する際の進路についての相談も数多く受けていることから、学校在籍中の指導や支援の重要性を痛感しているところである。教育と福祉の連携は言うまでもなく子どもたちの自立にむけた取組において不可欠であり、より強化していかなければならないこととして、今後もこのような機会を望むところです。

#### 〇千歳市児童発達支援センター 就学学習会

就学前の保護者に対して、小学校入学後の福祉サービスに対する理解を深め、子どもの放課後や長期休業の過ごし方について考えていただき情報を提供しました。Chip も児童(小学校入学~)の方への相談支援の充実を図るように取り組んでおり、本人及び保護者への理解・啓発も含めて非常に良い機会となっている。

#### 〇児童生徒の Chip 見学と卒業後の就労や生活の関する講義

学校(高等支援学校)の進路指導の一環として実施されている「福祉サービス機関の 見学」の中に「相談支援事業所見学」がある。その中で来所した生徒に対して千歳市役所 や市内の各種相談機関についての理解を深めるための講義を行っている。対象が2年で あり、進路を決める過程で関係を持つ相談事業所について本人が理解するために貴重な 取り組みとしてしている。

#### 〇千歳市市民後見人養成講座における講義

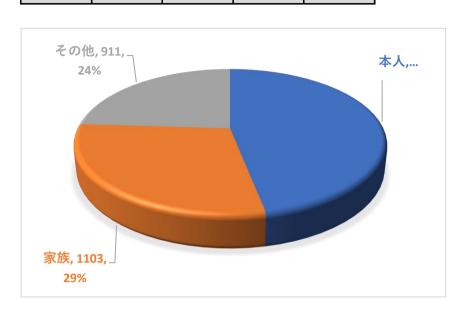
成年後見人制度は障害を持たれている方にとっても権利擁護と自立した社会生活を営む上で必要な制度であり、その制度を利用する際の支援を担う人材としての市民後見人も重要な役割をはたしている。その人材の養成に係る講座で Chip が関わりを持っている知的障害者について理解をしていただくための説明をしています。病理的な部分も含めた知的障害の特性や必要とされる福祉サービス等について幅広く理解していただくことで、市民後見人として活動される際の参考にしていただく内容をお伝えしました。

## ■ 令和5年度 千歳市障がい者総合支援センターChip 実績報告

令和6年4月22日

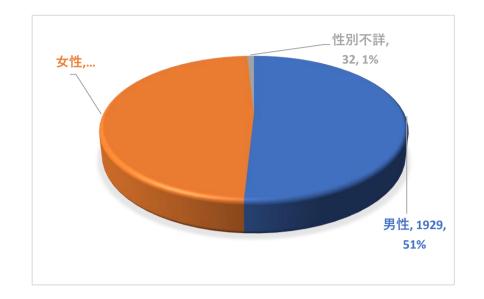
## 1 相談件数(本人・家族別)

	本人	家族	その他	合計
件数	1779	1103	911	3793
割合	47%	29%	24%	
前年度からの増減(実数)	+87	+ 365	+ 125	+ 577
前年度からの比較(比率)	105%	149%	116%	118%



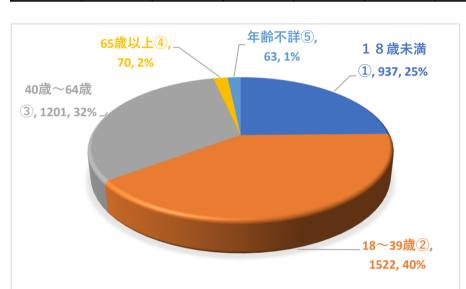
## 相談件数(性別)

		男性	女性	性別不詳	合計
	件数	1929	1832	32	3793
	割合	51%	48%	1%	
I	前年度からの増減(実数)	+ 366	+200	+11	+ 577
ſ	前年度からの比較 (比率)	123%	112%	152%	118%



## 相談件数(年齢別)

	18歳未満①	18~39歳②	40歳~64歳③	65歳以上④	年齢不詳⑤	小計2345	合計12345
件数	937	1522	1201	70	63	2856	3793
割合	25%	40%	32%	2%	2%		
前年度からの増減(実数)	+ 378	-51	+ 248	+ 15	-13	+199	+ 577
前年度からの比較 (比率)	168%	97%	126%	127%	83%	107%	118%



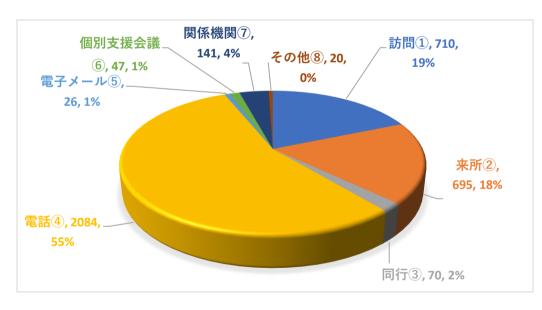
## 相談件数(障害別)

	身体①	知的②	精神③	児童(身体)④	児童(知的)⑤	その他⑥	合計123456
件数	404	1114	1354	59	652	210	3793
割合	11%	29%	36%	2%	17%	6%	
前年度からの増減(実数)	-17	-152	+ 525	+14	+319	-112	+ 577
前年度からの比較 (比率)	96%	88%	200%	131%	196%	65%	118%



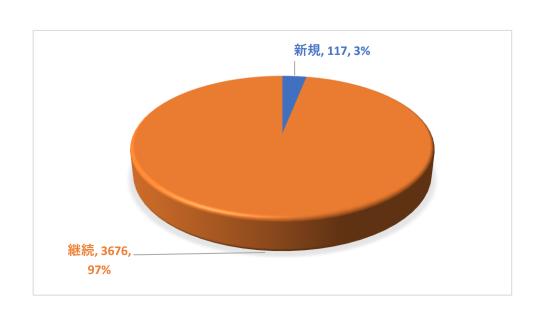
## 相談形態(相談形態別)

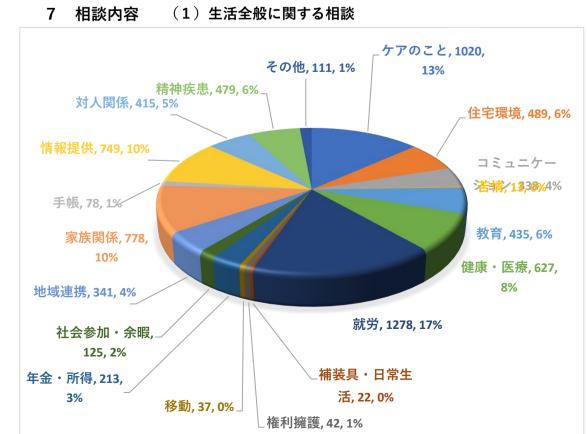
	訪問①	来所②	同行③	電話④	電子メール⑤	個別支援会議⑥	関係機関⑦	その他⑧	合計12345678
件数	710	695	70	2084	26	47	141	20	3793
割合	19%	18%	2%	55%	1%	1%	4%	1%	
前年度からの増減(実数)	-22	+290	- 49	+204	+2	+21	+ 135	-4	+ 577
前年度からの比較(比率)	97%	172%	59%	111%	108%	181%	2350%	83%	118%



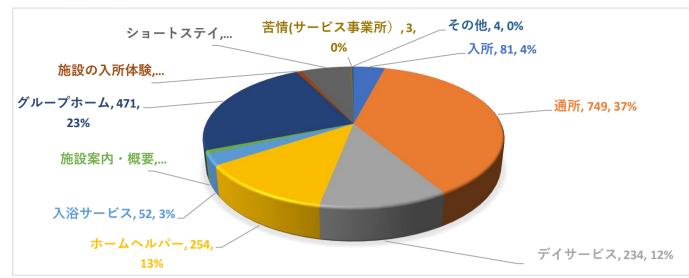
## 相談件数(新規・継続)

	新規	継続	合計
件数	117	3676	3793
前年度からの増減(実数)	+ 69	+508	+ 577
前年度からの比較(比率)	224%	116%	118%

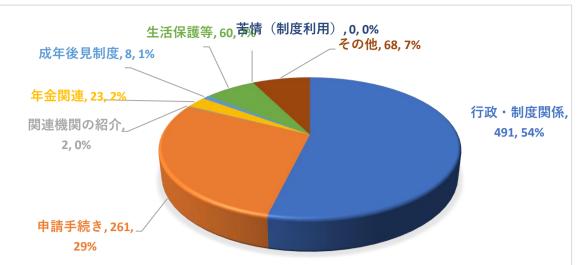




## 7 相談内容 (2)施設等サービス利用に関する相談



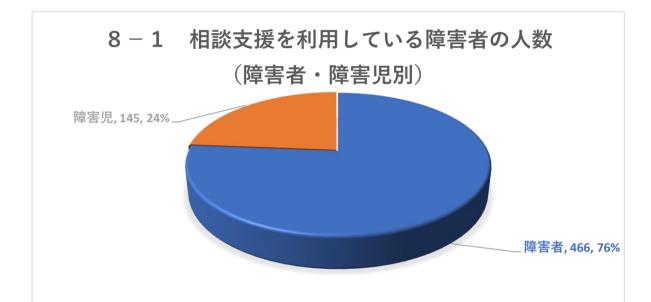
## 7 相談内容 (3)制度利用に関する相談

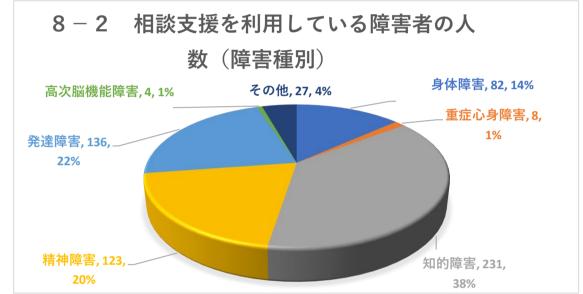


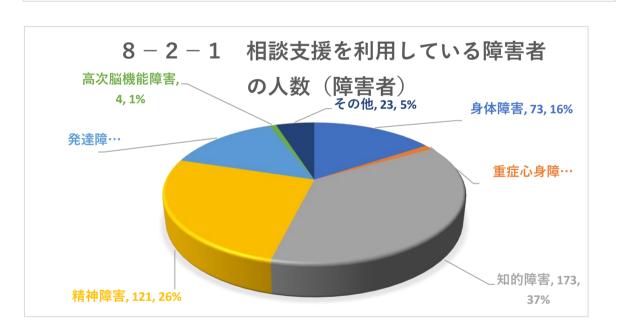
## 8 相談支援を利用している障害者等の人数

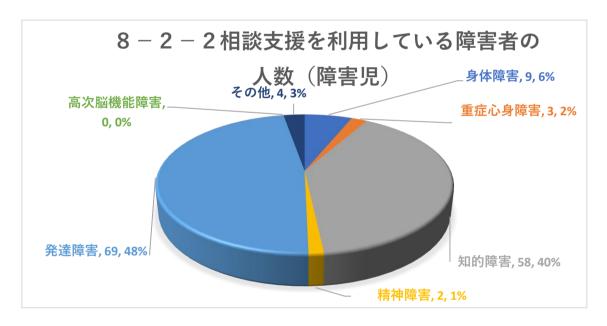
	実人数
合計	611
障害者	466
(割合)	76%
障害児	145
(割合)	24%
前年度からの増減(実数)	+201
前年度からの比較(比率)	149%
	•

+ 1 1 7	-//\							
分類	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	合計
合計人数	82	8	231	123	136	4	27	611
前年度からの増減(実数)	+20	+3	+51	+ 39	+84	+2	-23	+ 201
前年度からの比較 (比率)	132%	160%	128%	308%	262%	200%	54%	
障害者人数	73	5	173	121	67	4	23	466
割合	16%	1%	37%	26%	14%	1%	5%	76%
前年度からの増減(実数)	+14	+1	+23	+ 38	+ 32	+2	-15	+ 115
前年度からの比較(比率)	124%	125%	115%	146%	191%	200%	61%	
障害児人数	9	3	58	2	69	0	4	145
割合	6%	2%	40%	1%	48%	0%	3%	24%
前年度からの増減(実数)	+6	+ 2	+ 28	+1	+ 52	± 0	-8	+86
前年度からの比較(比率)	300%	300%	193%	200%	401%		54%	



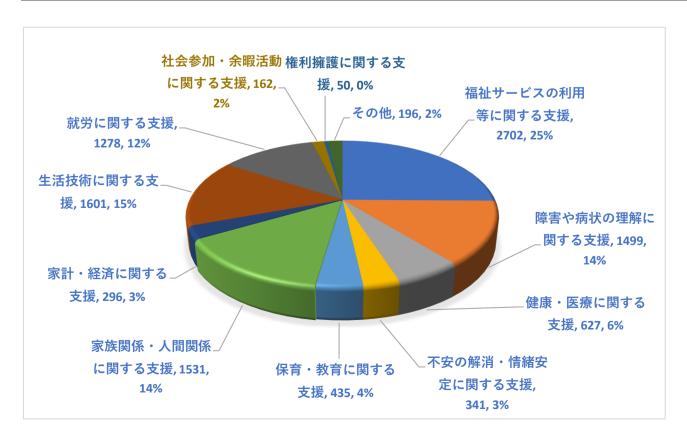






## 9 支援内容

分類	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
件数	2702	1499	627	341	435	1531	296	1601	1278	162	50	196	10718
割合	25%	14%	6%	3%	4%	14%	3%	15%	12%	2%	0%	2%	
前年度からの増減(実数)	-494	+164	+ 15	+151	+242	+278	+ 47	+477	+238	+1	+ 37	-43	
前年度からの比較(比率)	85%	112%	102%	179%	225%	122%	119%	142%	123%	101%	385%	82%	



自立支援協議会 議題(3) 相談支援機能強化事業

#### 令和5年度 千歳市障がい者相談支援機能強化事業 報告

千歳地域生活支援センター センター長 奥貫 あい子

千歳地域生活支援センターは、指定特定相談支援事業所・指定一般相談支援事業所として、「千歳市障がい者相談支援機能強化事業」を受託し、「地域活動支援センターI型」として運営している。また、他に北海道から「精神障がい者地域生活支援事業」を受託し、精神障がい者の地域移行・地域定着に向けた取組も行っている。

#### 1. 相談実績

#### (1) 相談者の状況(千歳市内のみ)

相談件数は延べ 5,829 件。相談者は「本人」が 55% (3,205 件)、「家族以外(関係者等)」が 40% (2,359 件)、「家族」5% (265 件) となっている。障がい別件数では、「精神障がい」が 74%、「発達障がい」が 6%、「知的障がい」が 17%、「身体障がい」が 1%、「その他」が 2%だった(重複障がいの方の場合は精神障がい以外に所持している手帳を優先して計上)。年齢別では「 $40\sim64$  歳」が最も多く 62%、「 $18\sim39$  歳」が 32%、「65 歳以上」が 4%であった。

相談形態は「電話」が一番多く 44% (2,595 件)、「訪問」6% (355 件)、「来所」4% (215 件)、「個別支援会議」4% (207 件)となっている。全体的な割合は大きく変わらないが、訪問件数は前年度の269 件から 1.3 倍 (86 件増)となっている。

#### (2) 相談内容(項目の重複あり)

相談内容は「生活全般の相談」が62%と一番多く、次いで「施設等サービス利用の相談」の34%となっている。

生活全般の相談では「精神疾患に関わる相談」(症状、治療、病院のことなど)が25%、「話し相手」 (心理情緒面の受け止め等、比較的軽微な相談)18%、「健康・医療」10%、「対人関係」10%、「家族 関係」9%となっている。前年度に比較すると「精神疾患に関わる相談」が減り、代わりに「対人関係」 「家族関係」の相談が増加している。

施設等サービス利用の相談では「通所系サービス」が54%と一番多く、次いで「居住系サービス(グループホーム等)」29%、「居宅サービス(ホームヘルプサービス)」9%となっている。就労支援事業所関連の相談が多いのは変わらないが、この数年はグループホームが増加してきていることに加え、年度内に縮小や休止となったグループホームがあったことから、居住系サービスの相談が大幅に増えた。

制度等利用相談では、「生活保護等」39%の他、「障がい福祉サービス」が30%、「年金等」16%、「その他」は介護保険や日常生活自立支援事業に関する相談などとなっている。

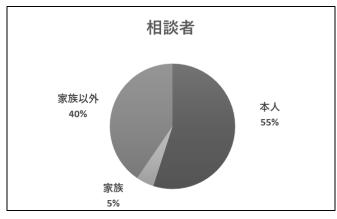
#### 2. 特定相談支援事業所の会

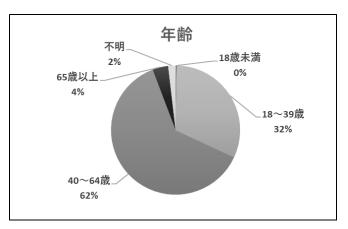
市内の特定相談支援事業所を招集して、計画相談支援を中心とした勉強会「特定相談の会」を月1回 定例で開催している。

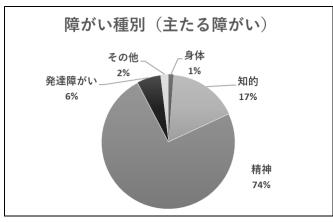
会の中では主に地域の障害福祉サービス事業所等の現状についての情報共有、各相談支援事業所の計画相談支援の受入れ状況等の情報交換をしている。その他にも令和5年度途中で新規開設した事業所には開設準備中から参加してもらっており、相談支援専門員になって間もない方も含め、実際の業務についての相談、事例検討等も行えるようにしている。

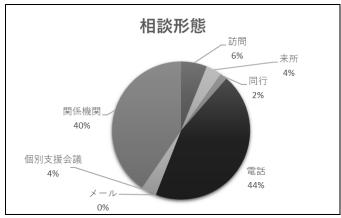
#### 1. 相談実績 グラフ

#### (1) 相談者の状況

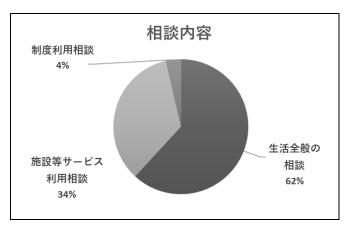


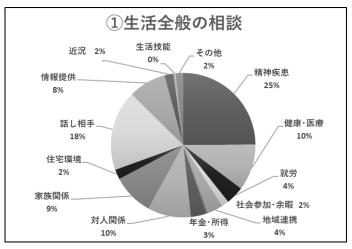


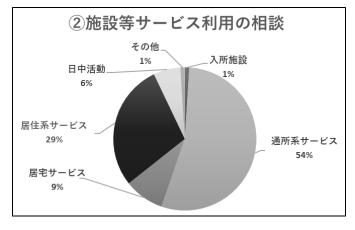


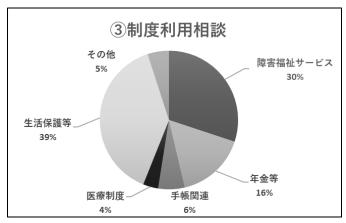


#### (2) 相談内容









## 令和5年度千歳市障がい者就労支援事業業務実績報告

## 就労支援報告

#### 1 企業開拓

企業訪問・来室・電話

61 社(延べ 145 件)

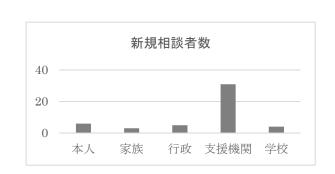
#### 2 就労支援 実績

(1)新規相談者数

49 件

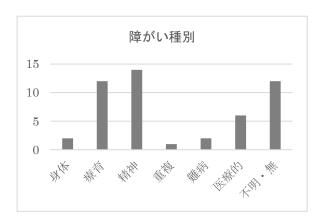
#### ① 新規相談者について

・本人から	6件
<ul><li>家族から</li></ul>	3件
・行政から	5件
・就労支援機関から	31件
<ul><li>学校から</li></ul>	4 件



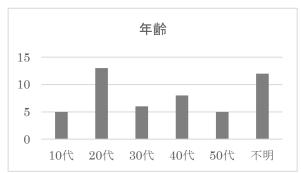
#### ② 新規相談者の障がい種別について

• 身体障害者手帳	2名
• 療育手帳	12名
• 精神障害者保健福祉手帳	14名
・重複障がい者	1名
・難病認定あり	2名
・医療的ケアあり	6名
・不明または手帳無し	12名



#### ③ 新規相談者の年齢について

•10代	5名
・20 代	13 名
・30代	6名
•40代	8名
•50代	5名
• 不明	12 名



④ 新規相談者数のうち5名は一般就労へつなげる。また1名は一般就労の準備性を整えることが必要と判断し、就労継続支援事業所へつなげる。

#### (2) 新規就労者数

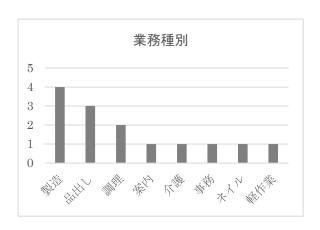
#### 14名(うち年度内離職者4名)

- ① 新規就労者の障がい種別について
  - · 身体障害者手帳
    - 1名
  - 療育手帳 10名
  - ·精神障害者保健福祉手帳 3名



#### ② 新規就労者の業務種別

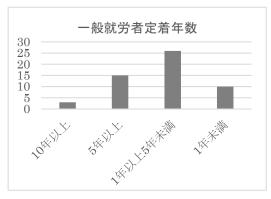
- ・製造業務 4名・品出し業務 3名
- 調理補助業務 2 名
- ・案内業務 1名
- 介護業務1名
- 事務業務 1名
- ・ネイルサービス業務 1名
- 軽作業 1名



#### 3 定着支援(面談・職場訪問)の成果

- (1)就労定着支援数
- 54名(令和6年3月末時点)
- ① 一般就労継続者
- (前年度比)

- •10年以上
- 3名(+1名)
- 5年以上
- 15名 (+2名)
- ・1年以上5年未満
- 26名 (+6名)
- 1年未満
- 10名 (-7名)
- ②就労継続支援事業所
- 6名(+0名)



#### 4 主な定着支援職場巡回先

- ・株式会社ホクリョウ 千歳 GP 工場
- · 日清医療食品株式会社
- ・株式会社アレフ
- ・社会福祉法人いちはつの会 養護老人ホーム千歳千寿園
- ・株式会社エア・ウォーター農園 千歳農場
- 田中製餡株式会社
- ・生活協同組合コープさっぽろ トドック千歳センター
- ・生活協同組合コープさっぽろ パセオすみよし店

- ・生活協同組合コープさっぽろ 恵み野店
- ・シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社(千歳市学校給食センター)
- ・株式会社ツルハホールディングス ツルハドラック千歳高台店
- ・株式会社ダスキンサーヴ北海道 ダスキン豊里店
- ·岩田醸造株式会社 千歳工場
- ・トヨタカローラ札幌株式会社 新車受渡センター
- ・株式会社ゆうしんかん デイサービスゆうしんかん
- ・株式会社北海道シーアイシー研究所
- ・株式会社ラルズ スーパーアークス 長都店
- ・株式会社ラルズ スーパーアークス 千歳店
- ・サツドラホールディングス株式会社 サツドラ千歳店
- 株式会社 昇
- 公立千歳技術大学
- ・株式会社北海道シルバーサービス
- · DCM 株式会社 DCM 富士店
- ・株式会社 元気な介護 くらしさ千歳
- ・サンマルコ食品株式会社

#### 5 農福連携実績

#### (1) A 農家

・ アスパラハウス内の除草

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:6月~7月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

アスパラの下枝かき

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:6月~7月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作 業 単 価: 1人工 500 円 / 時間(利用者+職員)

・ スナップエンドウの摘花

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:6月~7月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

・ スナップエンドウの収穫

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:6月~7月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

・ 小松菜の袋詰め

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:5月~11月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

ピーマンのヘタ切り

連携事業所:就労継続支援 B 型事業所

作業期間:6月~10月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

・ 人参畑の除草

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:9月~10月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

人参の収穫

連携事業所:就労継続支援 B 型事業所

作業期間:9月~11月

作業実績:作業期間中の月~金(週5日間)

作業単価:1人工500円/時間(利用者+職員)

#### (2) B 農家

・ キャベツ・白菜の箱折り

連携事業所:就労移行·就労継続支援 B 型事業所(多機能型)

就労継続支援 B 型事業所

作業期間:6月中旬~10月下旬

作業実績:8,000箱/期間

作業単価:5円/箱

・ 規格外野菜の販売 (実験販売)

契約事業所: 就労継続支援 A·B 型事業所(多機能型)

就労継続支援 B 型事業所

作 業 期 間:スイートコーン 10月

キャベツ 11月

作業実績:スイートコーン 50本 (販売価格 80円/本)

キャベツ 94 玉 (販売価格 100 円/玉)

作業単価: スイートコーン … 30円/本で買取り 80円/本で販売

キャベツ … 50 円/玉で買取り 100 円/玉で販売

#### (3) C農家

ミニトマトのパック詰め

連携事業所:就労継続支援 B 型事業所

作業期間:7月中旬~9月

作業実績:50~100パック/日

作業単価:10円/パック

・ ハロウィン南瓜の磨き

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:10月 作業実績:800個

作業単価:5円/個

・ ミニトマトハウスのマルチシートピン抜き

連携事業所: 就労継続支援 B 型事業所

作業期間:10月

作業実績:600本

作業単価:1円/本

ミニトマトの支柱抜き

連携事業所:就労継続支援 B 型事業所

作業期間:10月

作業実績:1,350本

作業単価:1円/本

・ ミニトマトの苗抜き

連携事業所:就労継続支援 B 型事業所

作業期間:10月

作業実績:1,350本 作業単価:1円/本

令和6年3月31日

社会福祉法人 千歳いずみ学園

就労推進室 やませみ

## 4 議題(5)~(6)資料 (当日配付分)

#### 4 議題

- (5) 千歳市からの連絡・報告
  - ①組織変更について (P1~P2)
  - ②千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業について (P3~P5)
  - ③千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉計画に 基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について(P6)
  - ④令和6年度千歳市の障がい福祉予算額について (P7)
- (6) 令和6年度千歳市障がい者地域自立支援協議会運営方針(P8~P14)

自立支援協議会 議題(5)一①一1 主幹(基幹相談支援担当)

#### (5) -①-1 組織変更について(保健福祉部主幹(基幹相談支援担当))

### 保健福祉部主幹(基幹相談支援担当)

・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となったことを受け、 令和6年4月新設

#### <主たる業務>

- ・障がい者の相談支援強化に向けた取組
- ・基幹相談支援センターの設置に関すること

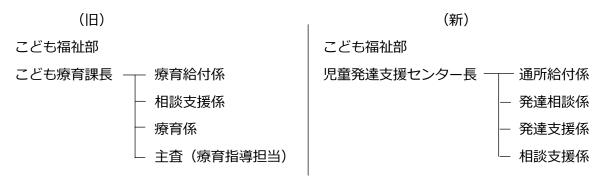
#### <基幹相談支援センター>

- ・地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
- ・障がい者等の相談支援(個別支援)
- ・地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- ・自立支援協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」

## (5) - ① - 2 組織変更について(児童発達支援センター)

#### 〔こども福祉部児童発達支援センター組織改正の概要〕

令和6年4月1日付組織改正により、課名を「こども療育課」から「児童発達支援センター」 に、3係1主査体制を4係体制に変更しました。



#### 〔業務分担〕

係名	主たる業務			
通所給付係	・障害児通所給付等支給決定業務			
	・医療的ケア児支援事業など			
発達相談係	・発達相談(こども発達相談室はぐ)			
	・医療的ケア児支援協議会 など			
発達支援係	達支援係・障害児通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス等)			
	・交流保育事業・巡回支援事業			
	・遊びの広場「いろいろ」(R6新規事業)			
・保護者交流の場(R6 新規事業)				
	・障害児通所支援事業所等支援者向け研修会等の開催(R6 拡充)など			
相談支援係	・障害児相談支援事業(こども相談支援室あーち)			

### 千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業(事業概要及び手続の流れ等)

### 1 事業概要

#### (1) 事業の目的

障害福祉サービス事業者等における人材確保、職場への定着及びサービスの向上を図るため、 従業者が特定の研修を修了した場合において、受講料を事業者が負担したときに、**事業者に対** し、予算の範囲で補助金を交付するものです。

#### (2)補助対象事業者

• 市内に所在する障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等

#### (3)補助対象となる研修及び補助割合

事業者が研修機関等に直接支払った次の研修の受講料

番号	研修の種類	補助割合
1	相談支援従事者初任者研修	
2	サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の基礎研修	
3	サービス管理責任者又は児童発達支援管理者の実践研修	3分の2
4	サービス管理責任者又は児童発達支援管理者向けの相談支援従事者研修	
5	行動援護従業者養成研修	

#### (4)補助要件等

- ① 補助対象は受講料のみとし、会場までの交通費等は除きます。
- ② 補助金額は受講料の3分の2とします。(1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。)
- ③ 本市以外の機関から補助金等を受けた場合は、当該額を差し引いた額を補助金額とします。
- ④ 補助金の申請は、1年度(4月~3月)に1人の従業者に限り、申請することができること、かつ上記(3)に掲げる研修のうちいずれか1件に限り、申請することができます。
  - ※ 特段の必要性が認められる場合には、複数の従業者についての申請も受け付けます。
  - ※ 上記(3)の②と④の研修に関しては、重ねて申請することができます。
- ⑤ 予算額の範囲内で補助金を交付するため、申請の状況によっては年度途中で受付を終了する 場合があります。
- ⑥ 別添の「千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付要綱」を事前にご確認のうえ、申請 してください。

お問合せ先:千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係

電 話: (0123) 24-3131 (内線868) FAX: (0123) 23-6700

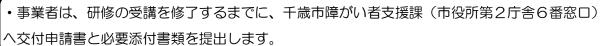
所在地: **〒**066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

### 2 手続の流れ

#### (1) 交付申請書の作成(事業者)

- ・千歳市ホームページの「千歳市障がい福祉分野資格取得助成事業について」のページから必要な様式をダウンロードしてください。(紙による配布を希望される場合は、市役所第2庁舎6番窓口までお越しください。)
- ・補助金の交付を受けた日から1年以内に従業者が事業所を退職したときは、補助金の返還が必要です。(死亡した場合又は引き続き市内の他の障害福祉サービス事業所等において障害福祉サービスに従事している場合を除く)
- ・ 当該年度末までに、従業者が研修を修了、及び研修受講料に係る事業者の支出が完了することが補助金交付の条件になります。

## (2) 交付申請書の提出(事業者)



#### (3)交付決定(市)



・交付申請書等の内容を市が審査し、補助金の交付決定をします。(※補助金交付決定通知書)

### (4) 研修受講の修了(従業者)



• 従業者は、研修受講を修了し、修了証書等を受け取ります。

## (5) 実績報告書の提出(事業者)



・事業者は、補助事業完了後(従業者が研修受講を修了し、事業者の研修受講料に係る支出が全て完了)30日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに、実績報告書と必要添付書類を提出します。

### (6)補助金の額の確定(市)



・実績報告書等の内容を確認後、補助金の額を確定します。(※補助金額確定通知書)

#### (7)補助金の請求(事業者)



・補助金額確定通知書の金額により、請求(市様式)してください。請求を受けた後、補助金を 交付します。



#### (8) 従業者の1年後の勤務状況を報告(事業者)

・事業者は、補助金交付日から1年後の従業者の勤務状況を必ず報告してください。

### 3 提出書類

#### (1)交付申請時

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ② 研修の受講決定通知の写し
- ③ 受講料の額を確認できる書類(研修パンフレット等)
- ④ 従業者が事業者(申請者)と雇用関係にあることを確認できる書類

# (2)変更申請時(※補助金交付前に従業者が退職した場合など、勤務状況に変更がある場合のみ)

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第3号)
- ② 変更内容等を確認できるもの

#### (3) 実績報告時(※補助事業が完了したとき)

- ① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金実績報告書(別記様式第5号)
- ② 従業者が研修を修了したことを証する書面の写し
- ③ 研修受講に係る領収証(研修の実施に関する事務を行う機関が対象従業者又は事業者に宛て発行したものに限る。)の写し

#### (4) 交付請求時(※実績報告後に、補助金額確定通知が届き次第)

① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金交付請求書(別記様式第7号)

#### (5)補助金交付日から1年後の状況報告時

① 千歳市障がい福祉分野資格取得助成補助金対象従業者報告書(別記様式第8号)

自立支援協議会 議題(5)一③ 障がい者支援課

## 千歳市障がい者計画・第7期千歳市障がい福祉計画・第3期千歳市障がい児福祉 計画に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保について

#### 1. 拡充を目指すサービス

- (1)訪問系サービス
  - ・居宅介護
  - ・重度訪問介護
  - ・同行援護
  - ・行動援護(令和8年度末までに市内事業所を5か所以上とする)
- (2)日中活動系サービス
  - ・就労選択支援(令和7年10月開始)
  - ・短期入所(GH による空床利用型、放課後等デイサービスによる単独型など)
- (3)相談支援
  - ・計画相談支援
  - ・障害児相談支援(小学生以上への対応)
- (4) 地域生活支援事業
  - ・移動支援
  - ・日中一時支援

#### 2. 重度障がい・医療的ケアへの対応

- (1) 受入れ体制の整備を必要とするサービス
  - ・共同生活援助
  - ・就労継続支援
  - ・日中一時支援
  - ・短期入所
  - · 障害児通所支援
- (2) 医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブックについて

## 令和6年度 千歳市の障がい福祉予算額について

(1) 障害福祉費予算額

3,497,040 千円 (前年度比 111.2%)

(2) 児童福祉総務費 (障がい児支援分) 予算額 794,616 千円 (前年度比 110.4%)

(3)保健衛生総務費(障がい福祉関連分)予算額

264 千円 (前年度比 100.0%)

### 合計 4,291,920 千円 (前年度比 111.1%)

事業名	予算額 (千円)	前年度比 (%)
(1)障害福祉費	障害福祉費 3,497,040	
自立支援給付事業費	3, 098, 266	112. 4%
特別障害者手当等支給事業費	29, 221	96. 7%
地域生活支援事業費	98, 549	104.6%
精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業費	432	91. 7%
障がい者総合支援センター運営事業費	27, 650	106. 9%
日常生活支援サービス事業費	3, 456	101.6%
緊急通報システム整備事業費	247	418.6%
障害者福祉サービス利用券助成事業費	44, 882	101.9%
施設面会旅費助成事業費	320	80.0%
施設整備費補助事業費	488	82.6%
団体運営費等補助事業費	449	100.0%
障害福祉事務経費	3, 218	104.0%
障がい者計画・障がい福祉計画推進経費	25	100.0%
障害支援区分認定等事業費	34, 723	121. 2%
障がい者就労支援事業費	14, 706	102.0%
重度心身障害者医療費助成事業費	139, 263	101.3%
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費	465	85.6%
障がい福祉分野資格取得助成事業費	380	135. 7%
障害者住宅改修資金助成事業費	300	75.0%
(2)児童福祉総務費 (障がい児支援分)	794, 616	110.4%
早期療育事業費	7, 644	112.1%
障害児給付事業費	785, 311	110.3%
義務教育終了者機能訓練業務経費	30	100.0%
巡回支援事業費	30	100.0%
医療的ケア児支援事業費	1,601	144.0%
(3)保健衛生総務費 (障がい福祉関連分)		100.0%
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費	174	100.0%
北海道難病連助成事業費	90	100.0%

### 令和6年度千歳市障がい者地域自立支援協議会運営方針

#### 1 自立支援協議会の法的根拠

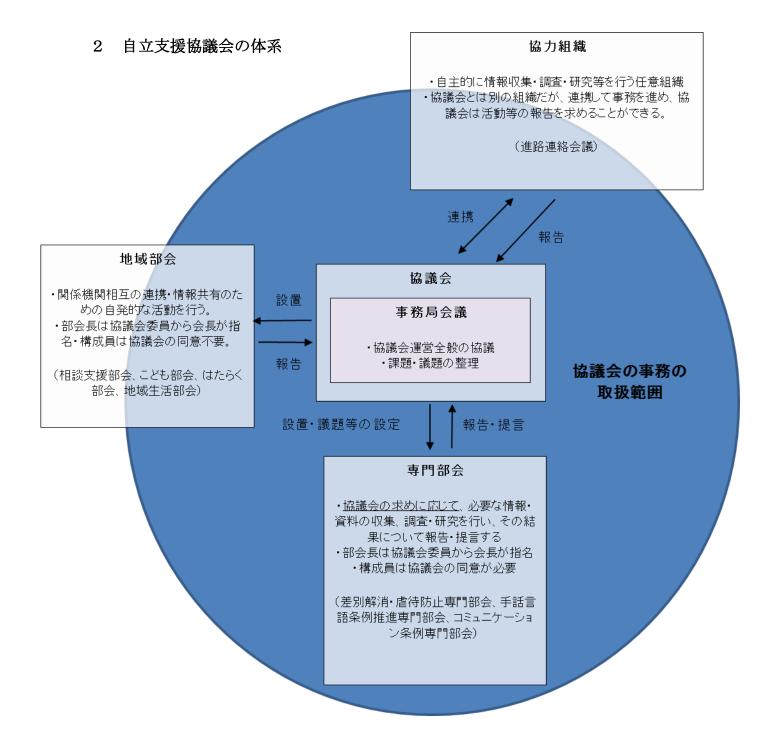
(1) 障害者総合支援法の改正(令和6年4月1日施行)

全国の自立支援協議会において、個別事例を通じた地域課題の検討が十分に行われておらず、形骸化していることが課題となっていたことから、本来のあるべき姿(関係機関等の連携の緊密化を図り、障がい者支援に関する情報の共有、地域課題の解決のための体制整備について協議を行う場)に戻し、活性化を図るため、協議会の役割を明確化する改正が行われた。

- 第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への<u>適切な支援に関する情報及び</u>支援体制に関する課題について<u>の</u>情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の 事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

※下線部が改正箇所

(2)千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱の改正(令和6年4月1日施行) 障害者総合支援法の改正に沿って、令和5年度第4回定例会において、守秘義 務規定の追加を決定した。



#### 3 令和6年度運営方針

#### (1) 部会の見直しについて

障害者総合支援法の改正の趣旨に合わせ、本市の自立支援協議会の協議内容について、現状は各部会の活動報告と評価、市の施策の評価や要望に偏っているため、本来の役割である「個別事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、検討すること」が十分に行われるよう、次のとおり部会の見直しを検討する。

①要綱の規定に合わせた位置づけの見直し

地域部会…関係機関相互の連携・情報共有のため自発的な活動を行う 専門部会…協議会の求めに応じた活動を行う ②千歳市障がい者計画等で定めた成果目標の達成等に向けた新たな役割の付与 個別事例の検討、重度障がいのある人に対する支援ニーズの把握、精神障がい にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備など

#### ③見直しの進め方

各部会長で構成する事務局会議で検討し、定例会議にて提案する。見直しの時期は、令和6年10月の自立支援協議会委員の改選と合わせることを予定しているが、丁寧な協議を行うため、進行状況に応じて柔軟に対応する。

#### (2) 協議会の開催について

①定例会議

5月、8月、11月、2月(予定)

#### ②地域生活支援全体会議

必要に応じて定例会議に兼ねて全体会議を開催する(年度当初の協議会は全体 会議を兼ねる)。

#### ③見学・傍聴について

- ・定例会議…原則可(個別事例を扱う場合を除く)
- 事務局会議…不可(意思形成過程情報)
- ・地域部会・専門部会・協力組織…個別事例を扱う場合は不可 ※公開・非公開は、内容に応じて各部会長が判断する。

#### 千歳市障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年5月23日市長決裁

(設置)

- 第1条 市内に居住する障害者、障害児等(以下「障害者等」という)への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、福祉、保健、医療、雇用及び教育に関する関係機関、関係団体、関係事業者等による連携及び支援体制に関する協議を行い、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を総合的かつ効果的に推進することを目的に千歳市障がい者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(所掌事項)
- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長へ報告する。
- (1) 障害者等の福祉に関する情報等の共有に関すること。
- (2)地域課題、困難事例等への対応及び支援に関すること。
- (3)地域の関係機関等相互の連携及び地域社会との良好な関係構築に関すること。
- (4)地域の社会資源の改善及び開発に関すること。
- (5) 障害者等のケアマネジメントに関すること。
- (6) 相談支援事業者の中立・公平性の確保及び評価に関すること。
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること。
- (8) 千歳市障がい者計画及び千歳市障がい福祉計画並びに千歳市障がい児福祉計画に関すること。
- (9) その他障害者等の地域生活支援に関すること。
- 2 協議会は、協議会で合意された事項について、市長、関係機関等へ提言することができる。

(委員)

- 第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
- (1) 市内に居住する障害者等及びその家族等
- (2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤若しくは通所する者であって、次に掲げる関係機関等の代表者又は関係機関等から推薦を受けたもの
  - ア 障害者等の家族団体、支援団体等
  - イ 福祉、保健、医療、雇用、教育等に関係する機関、団体等
  - ウ 障害福祉サービス事業所等
  - 工 相談支援事業所等
  - 才 地域生活支援事業所等
- (4) 市長が別に定めるところにより公募で選考した者
- (5) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員に対する報酬は、支給しない。 (会長及び副会長)
- 第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、協議会を定例的又は必要に応じ臨時に招集し、会議の議長となる。
- 5 会長は、会長の招集する会議に必要に応じ委員以外の出席を求め、その意見若しくは 説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局会議)

- 第5条 協議会に、所掌事項の取扱い及び運営に関する調整を行うため、事務局会議を置 く。
- 2 事務局会議は、委員のうちから会長が指名する運営委員並びに事務局長及び事務局次 長で構成する。
- 3 事務局会議に座長を置き、事務局長を充てる。
- 4 座長は、事務局会議を必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 5 事務局会議は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、 又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第6条 協議会は、協議会の所掌事項のうち重要事項について、協議会の求めに応じて、 必要な情報及び資料の収集、調査、研究等を行うため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 専門部会の構成員は、協議会の同意を得て、委員及び委員以外の者を部会長が指名する。
- 6 部会長は、専門部会を必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 7 部会長は、調査研究等の経過及び成果を協議会へ報告しなければならない。 (地域部会)
- 第7条 協議会は、分野ごとに地域の関係機関等相互の連携及び障害者等の福祉に関する 情報等の共有を図るため、地域部会を置くことができる。
- 2 地域部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、分野に関係する事業者や団体等を招集することができる。
- 5 部会長は、地域部会の活動内容を協議会へ報告しなければならない。 (協力組織)
- 第8条 協議会は、自主的に所掌事項に関する情報及び資料収集、調査、研究等を行うため、事業種別又は支援目的別に関係機関等が参加する任意の組織を協力組織とすること

ができる。

- 2 協議会は、協力組織との連携に努めなければならない。
- 3 協議会は、協力組織代表者に出席を求め、調査研究等の成果について報告若しくは意 見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(全体会)

- 第9条 協議会は、地域で所掌事項に関する情報の共有化及び協力関係を構築するため、 定例の協議会に兼ねて、地域生活支援全体会議(以下「全体会」という。)を開催する ことができる。
- 2 全体会には、委員のほか、市内の第3条第2項第3号に掲げる関係機関等のうちすべての機関等の招集に努めるものとする。

(事務局)

- 第10条 事務局は、千歳市保健福祉部障がい者支援課に置き、協議会の庶務を行う。
- 2 千歳市障がい者総合支援センターは、協議会の運営等に関し、事務局を補佐する。
- 3 事務局に事務局長及び事務局次長を置き、事務局長は障がい者支援課長をもって充て、 事務局次長は障がい者支援課障がい福祉係長及び障がい者総合支援センター長をもって 充てる。

(守秘義務)

第11条 協議会の事務に関係する者又は関係していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成 18 年 5 月 23 日から施行する。 附 則 (平成 22 年 7 月 1 日)
- この要綱は、平成22年7月1日から施行する。 附 則(平成24年4月1日)
- この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 25 年 4 月 1 日)
- この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 25 年 5 月 29 日)
- この要綱は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。 附 則 (平成 30 年 4 月 1 日)
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(令和2年4月1日)
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和4年7月29日)
- この要綱は、令和4年7月29日から施行する。 附 則(令和4年10月25日)

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。 附 則(令和6年2月22日市長決裁(保健福祉部長専決)) この要綱は、令和6年4月1日から施行する。